

令和 7 年度 認証評価

聖カタリナ大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 8 年 3 月

目次

自己点検・評価報告書.....

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

 [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

 [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

 [テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]

 [テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

 [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

 [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

 [テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

 [テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

 [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

 [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

 [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

 [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

 [テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

 [テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

 [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

 [テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1. キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-
2. 大学案内 2026
3. 入学者選抜要項 2026<令和 8>年度

備付資料

1. 聖カタリナ大学短期大学部創立 50 周年、聖カタリナ大学創立 30 周年、松山市駅キャンパス・看護学科開設記念誌 2017

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神（提出-1 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-）（提出-2 大学案内 2026）は次のとおりである。

本学は、聖ドミニコ宣教修道女会の設立によるもので、その法的設置者は学校法人聖カタリナ学園である。その建学の精神は、「愛と真理」である。その内容は次の点にある。

1. 本学は、キリスト教的世界観と教育理念に基づいて、世界の平和と人類の共通善を促進する人間の教育を目的とする。
2. 本学は、創立者聖ドミニコの強調した「真理の探究」を通して、普遍的な価値観と高い徳性を有する人間を育成する。
3. 本学は、保護者シエナの聖カタリナの精神と学識にならい、神の愛と人への奉仕に生涯を捧げる人間を育成する。

教育理念（提出-1 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-）（提出-2 大学案内 2026）は次のとおりである。

1. 本学の教育理念の基礎はキリスト教的人間観である。その要点は次の点にある。
 - (1) すべての人間は神の似姿として神の愛によって造られた。人間は神の前ではあらゆる意味で平等であり、同一の権利を有している。
 - (2) 人間は根本的に社会的な存在であり、共同体の中に生き、相互扶助によって社会は成り立っている。自分のうちに神の似姿を発見することによって、人を愛するのである。
 - (3) 人間が他の生き物に卓越するのは、精神を有することにある。人間は自らの行為の主人であり、知性と意志によって文化を創造する自由な存在者である。
 - (4) この世に生きる人間は、目的地である神へと戻ってゆく旅人である。人間を神への道

に導くことがキリスト教的教育の最重要な使命である。

2. キリスト教的人間観に立脚して、本学は「誠実」「高邁」「奉仕」を学訓として、教育の重点をこれに指し向ける。

(1) 「誠実」とは、社会成立の基礎として各個人が真実に従って生き、相互に信頼し合うことである。

(2) 「高邁」とは、人間の尊厳を擁護するため、個人と社会を取り巻く諸困難に立ち向かって、心身共にたくましく生きる精神を持つことである。

(3) 「奉仕」とは、民族、地域、社会、文化の差異を越えて、世界の平和と発展のために、全ての人間に対して尽力することである。

このようにキリスト教的人間観を根底とした建学の精神は、カトリック系短期大学としての本学の教育理念・理想を明確に示している。

本学の建学の精神は、カトリックに基づく人格教育であり、教育基本法に基づく極めて高い公益性を有している。

本学では、建学の精神を内外に表明するために、様々な方法に取り組んでいる。まず、本学刊行物などを用いた周知方法としては、「キャンパスライフ-学生生活の手引き-」（提出-1 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-）（提出-2 大学案内 2026）、入学者選抜要項（提出-3 入学者選抜要項 2026<令和8年度>）の配布、及び本学ホームページの提供が挙げられる。年度始めに新入生に配布する「キャンパスライフ-学生生活の手引き-」には、本学の建学の精神が掲載されており、本学への入学志願者に配布される「入学者選抜要項」にも2009（平成 21）年度から建学の精神と教育理念を掲載し、それらへの理解を促している。年2回発行される「学報カタリナ」や本学のホームページにおいては、大学の理念・目的等について継続的な発信を行っている。

学内では入学式及びオリエンテーションにおいて、新入生に対して学長・理事長より建学の精神、教育理念・目的等が伝えられ、学内行事の「学内クリスマス」では、本学の建学の精神や教育理念に基づいて行われた学生の活動に対して学長表彰という形でそれを顕彰している。新任の教職員に対しては、年度始めのFD研修において学長が大学の建学の精神や教育理念・目的について講話を行っている。そして、後援会役員会・総会などにおいては保護者に対しても、学長・理事長より建学の精神や教育理念・目的等に基づいた挨拶が毎回行われている。さらに、高等学校の進路担当教諭を対象とした大学説明会においても、上述した入学者選抜要項や大学案内などの資料を基にそれらの説明が行われている。

2017（平成 29）年 10 月には、聖カタリナ大学短期大学部創立 50 周年記念誌（備付-1 聖カタリナ大学短期大学部創立 50 周年、聖カタリナ大学創立 30 周年、松山市駅キャンパス・看護学科開設記念誌 2017）を発行し、本学の建学の精神や教育理念を改めて社会に表明した。建学の精神については、教授会においても学長が適宜、教員に説明し、職員に関しては理事長が新年初めの講話などで伝え、学生に対しては、基礎教育科目や学校行事において伝えることが出来ており、学内での共有は十分になされている。また、2025 年（令和 7 年）5 月 23 日には、愛媛県民文化会館にて聖カタリナ学園創立 100 周年記念式典が挙行され、本学をはじめとする学園の設置校の学生・生徒、行政、教育関係者、その他関係機関の代表者が参加した。式典では、カトリック大阪高松大司教区名誉司教である諏訪榮治郎氏によるカトリック精神に関する基調講演が行われ、カトリックに基づく本学の建学の精神を、学内外

に表明する機会となった。

本学は、1966（昭和41）年の開学以来、建学の精神である「愛と真理」の下、社会に貢献する実践力を持った人材を多く輩出してきた。この建学の精神は、カトリック大学である本学の根幹をなすものであり、将来にわたって受け継がれるべきものである。このため、本学では組織改編などに合わせてその周知の適切性などについて本学全体で定期的に確認を行っている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神は、本学の教育活動を根本から支え、導くものである。この精神に基づいた教育を推進するためには、大学の構成員だけでなく、保護者、高校関係者、地域住民など、より多くの人々に多様な方法で周知を継続していくことが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神に関しては、前回の認証評価において高い評価を受けたように、学内の物的環境や行事の実施、教育課程、学外広報などによって学内外に十分に共有されている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

1. キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-

提出資料-規程集

1. 聖カタリナ大学短期大学部学則 第1条
2. 聖カタリナ大学短期大学部学則 第2条の2

備付資料

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の目的は、キリスト教的ヒューマニズムと「愛と真理」の建学の精神を根本理念とし、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成して人類の福祉と文化の発展に貢献することにある（提出-規程集1「聖カタリナ大学短期大学部学則」第1条）。保育学科の教育目的・目標は、本学の建学の精神を基盤とし、子どもの健全で豊かな人格形成を援助できる人材を養成することである。とりわけ、保育者養成の教育課程

の専門性に即し、子どもの教育や福祉に従事できる「愛と真理」の理念を身につけた社会人を育成することに努めている。また、学科の社会的使命は、学生が短期大学士として社会的・職業的に自立するために必要な能力を培うことにあり、有能かつ実践力ある幼稚園教諭、保育士として保育現場で活躍できる人材の養成にある（提出-規程集2「聖カタリナ大学短期大学部学則」第2条の2）。このことは、学生が2年間の教育期間において建学の精神に基づき社会に貢献できる社会性を身につけること、教育課程に示された基礎教育科目と専門教育科目の単位を段階的に修得すること、さらに社会に関わるための保育資格・免許を取得することを意味している（同学則）。

学科の教育目的・目標の周知については、学生に対しては年度始めのオリエンテーション期間中に学科長講話の中で説明を行っている。教員に対しては、年度始めに学科長主導のもとで点検・更新された「保育学科の教育方針について」を専任・非常勤教員に配布し、全教員間での理解と共有を図っている。さらに、学外に対しては、本学ホームページにて公表する他、高等学校教員を対象とした大学説明会やオープンキャンパス等の行事においても教育目的・目標を表明している。加えて、毎年開催している教育実習・保育実習先を対象とする「実習懇談会」において、学科長や実習担当教員が教育目的・目標に触れた説明を行い、関係機関への周知と共有を進めている。

学科の教育目的・目標の達成状況については、就職・進学状況、資格・免許取得状況、単位取得状況、学生満足度調査等、複数の指標を用いて学科会議・教学マネジメント委員会において把握・評価を実施している。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応じているかについては、就職状況や就職先へのアンケート及び、毎年の就職先お礼訪問時の聞き取り等により定期的に点検している。保育専門職として就職した割合は2022（令和4）年度93%、2023（令和5）年度79.5%、2024（令和6）年度89.1%と一定の良好な数値を示しており、地域社会の要請に応じていると言える。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学保育学科では、建学の精神「愛と真理」に基づき、短期大学としての学習成果を以下のとおり定めている（提出-1「キャンパスライフ 2025—学生生活の手引き—」）。

1. キリスト教的ヒューマニズムと建学の精神「愛と真理」に基づき、地域や社会に貢献できる意欲・態度を身につけている。
2. 語学、スポーツ、法律、保健などについての知識と技能を習得し、それらを社会生活に役立てる態度を身につけている。
3. 教育や福祉、子どもの学習行動、保育内容などについて専門的知識を習得し、保育現場で子どもの表現活動を育てる表現技術を身につけている。
4. 子どもの発達過程に応じた計画・実践・評価ができる指導力と共に、子どもの発達及び保護者の相談に対応できる能力を備えている。
5. 意欲的に学習し、社会に関わるための免許・資格を取得する。

これらの学習成果は、本学保育学科の教育目的・目標である、子どもの健全で豊かな人格形成を援助できる人材の養成に基づき策定されたものである。そのため、「地域や社会に貢献できる意欲・態度」（学習成果 1）を基盤としつつ、専門知識・技能の習得（学習成果 2・3）、実践的指導力と相談対応力の育成（学習成果 4）、さらには資格取得を通じた社会的自立（学習成果 5）へと段階的に展開される体系となっている。

学習成果は、本学ホームページにおいて公表するとともに、在学生及び教職員には毎年度配布する「キャンパスライフ-学生生活の手引き-」（提出-1「キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-」）により周知徹底を図っている。

これらの学習成果は学校教育法第 108 条に規定される短期大学の教育目標を踏まえ、定期的に点検を行っている。具体的には、年度末に卒業生の学習成果に関するデータを収集・分析し、学習成果が時代的要請や社会的使命に対応しているかを継続的に評価している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学では、建学の精神「愛と真理」に基づき、教育の目的及び使命（提出-規程集 1 学則第 1 条）を達成するために、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を相互に関連付け、一体的に策定している。これらは大学評価委員の主導のもと、学科会議や教授会において組織的に議論を重ねて整備され、「キャンパスライフ-学生生活の手引き-」（提出-1 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-）、本学公式ホームページ、大学説明会、オープンキャンパス等を通して学内外に表明している。

ディプロマ・ポリシーは、学習成果に対応し、子どもの健全で豊かな人格の形成を援助できる人材の養成と、子どもの保育に必要な専門性の修得という本学の教育目的・目標に照らして作成されており社会的・国際的に通用性がある。卒業の要件、保育士資格・幼稚園教諭免許取得等の要件は、「キャンパスライフ-学生生活の手引き-」（提出-1 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-）に明確に示され、卒業生の資格取得状況や学習成果の達成度を点検する体制を整えている。ディプロマ・ポリシーは、教務委員会や学科会議、教学マネジメント委員会において定期的な点検を実施している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応しており、基礎教育科目と専門教育科目を体系的に編成し、実習科目を通して実践力を養う構造となっている。また、授業改善アンケートの実施やシラバスの検証等を通して、教務委員会や教学マネジメント委員会をはじめ学科全体において定期的な点検を実施している。

アドミッション・ポリシーは、学習成果に対応し、子どもに関心を持ち、保育者を志す意欲を有するとともに、本学の教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた学生を受け入れることを基本方針としている。入試制度ごとに学力試験、小論文、面接等を実施し、入学希望者の学習成果や資質を多面的に把握・評価している。高等学校教員を対象とする大学説明会を通じて本方針を表明し、意見を聴取して点検・改善に反映している。アドミッション・

ポリシーの学内外への周知については、本学ホームページにて公表するとともに、毎年度の入学者選抜要項に記載することで、社会や入学希望者への周知を図っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

前回の認証評価において、ディプロマ・ポリシーに関して、「キャンパスライフ-学生生活の手引き-」（提出-1 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-）には、所定の単位修得、学習成果の達成、保育士資格・幼稚園教諭免許取得等の要件が明確に示されているものの、ディプロマ・ポリシーの項目内においても明示する必要があるとの指摘を受けた。これを受け、2029（令和9）年度からの対応を目指し、ディプロマ・ポリシーへの記載について早急に改善を進めているところである。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学は三つのポリシーに基づき、学習成果を軸とした教育活動を実践している。大学全体の教育活動は、建学の精神に基づく学習支援や生活支援、就職支援の多岐にわたっている。学科では、教育課程に基づく適切な授業実施以外に、大学全体の学校行事、各種学外実習、学科独自の行事であるカタリナウェルカムキャンパスや実習合同報告会、そして学外ボランティア活動など見通しをもって教育活動を行っている。このような大学の組織体制が学科の教育活動を支え、学科独自の教育活動が学生の学習成果の達成を可能にしている。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料

提出資料－規程集

備付資料 備付資料

1. 2025（令和7）年度地域貢献・広報に関わるイベント一覧（地域連携推進室）
2. 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団との連携協定書
3. 南海放送株式会社との連携協定書

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は地域に開かれた短期大学を目指して併設の4年制大学と合同で「地域連携推進室」を設置し、地域社会の様々な課題の発見と解決に向けて、本学の教育・研究機能を積極的に

活用し、地域と連携して実践的・協働的に取り組み、地域・社会貢献に努めている。それらの活動は、学生並びに教職員の教育研究活動のより一層の向上につながるよう 4 つの方針を定めている。

- (1) 学生及び教職員が、様々な地域活動に主体的・積極的に参加することを通して、地域社会の発展に貢献できる人材の養成に努める。
- (2) 学外の教育研究機関や企業・団体、自治体、地域等との連携・交流を推進し、学生の多様な学びの機会を確保するとともに、教育研究活動等の成果を社会のニーズに結びつけて、地域社会の発展と課題解決に貢献する。
- (3) 地域に開かれた大学として、「地域連携」「産学官民連携事業」「ボランティア活動」「生涯学習の機会の提供」「心身の健康支援」等の事業を通じて、地域社会に貢献する。
- (4) 国連が 2030 年までの達成を目標に掲げた持続可能な開発目標 (SDGs) の推進に取り組んでいく。(備付-1 2025 (令和 7) 年度地域貢献・広報に関わるイベント一覧)

本学では、2000 (平成 12) 年度より保育学科公開講座「リカレントセミナー」を開講しており、今年度で第 25 回目を迎えた。本学の卒業生のみならず、愛媛県内の保育・福祉関係者を対象に、職業上の新たな知識・技術を習得するため、また教養や人間性を高めるために活用されている。また毎年度、前・後学期に授業の改善を目的として、定期的な授業公開を実施している。本学学生の保護者及び地域住民も参観できるよう、大学ホームページにて周知を図っている。

連携協定においては、各自治体・機関と協定を結び、連携事業を通して、地域社会に貢献している。特に、2017 (平成 29) 年に連携協定を結んだ公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団との連携 (備付-2 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団との連携協定書) で実施している「スポーツ・レクリエーションフェスティバル in 風早」は今年度で第 8 回目となった。このイベントは、北条地域を核にスポーツ及び健康を通じた市民交流を広げ、さらに深めることにより、明るく笑顔に満ち、活力にあふれた生活の充実に寄与することを目的としている。特に、保育学科は、地域の子どもたちや親子、家族の触れ合いの場となるよう「親子レクリエーション大会」を企画・運営をしている。事前準備や当日の運営を担当教職員と学生が担い、毎年、地域から高い評価を得ている。また、同じく松山市文化・スポーツ振興財団との連携 (備付-2 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団との連携協定書) で音楽振興事業「鍵盤楽器コンサート」を実施している。地域の小学生を対象に音楽を通じた交流イベントとなっており、2025 (令和 7) 年度は第 4 回目となる。南海放送株式会社との連携事業 (備付-3 南海放送株式会社との連携協定書) では、「24 時間テレビチャリティイベント」においてブースの出展による協力を実施している。高大連携として、本学は聖カタリナ学園高等学校・北条高等学校と連携協定を結び、生徒の学びを連続的に保障するとともに、専門的で高度な学習へ円滑に発展することを可能としている。具体的には、聖カタリナ学園高等学校の総合学科 3 年生に対して、「保育概論」の授業を 1 年間実施している。北条高等学校では、生活科学系列の 2 年生のうち保育分野への進学を希望する生徒に対して、6 時間の授業を担当している。

地域連携推進室の事業として、松山まつり (松山市主催) の「松山野球拳おどり」には 2010 (平成 22) 年度から『聖カタリナ学園連』として出場を重ねている。これまで優勝 1 回、準優勝 4 回を含む毎年受賞の実績を積んでおり、学生や教職員が一体となり地域に貢献し

聖カタリナ大学短期大学部

ている。そのほか、松山市社会福祉事業団主催「あそぼうフェスタ」、松山市まちづくり推進課主催「風早にぎわいレトロまつり」、北条地区まちづくり協議会主催「かざはや楽市」愛媛県レクリエーション協会主催「愛媛県レクリエーション大会」、さらに地域の小学校、北条児童センター等でのボランティア活動に教職員や学生が積極的に参加している。

地域・社会貢献については、年度始めに、地域連携推進室の年間計画を立て年度末に達成度を検証している。コロナ禍で活動に制限があった時期を越え、またそれ以上の活動に戻ってきたことで、学生の体験を通じた貴重な学びの機会にもなっている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

保育学科の教育・研究機能を積極的に活用し、地域と連携した実践的・協働的な取り組みを通じて、教員と学生が一体となり地域・社会貢献に努めている。これらの取り組みについて、活動の成果や意義を広く発信することにより、保育学科をアピールすることが求められる。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

提出資料－規程集

1. 聖カタリナ大学短期大学部 大学評価委員会規程第1条、第2条
2. 聖カタリナ大学短期大学部 大学評価委員会規程第3条

備付資料

1. 短期大学部保育学科年間計画（2024～2025）
2. 認証評価結果（2023.4～2030.3）
3. 「自己点検・評価報告書（平成28～30年度）」
4. 「自己点検・評価報告書（令和元～2年度）」
5. 2025（令和7）年度第1回第三者評価委員会議事録
6. 2025（令和7）年度第1回第三者評価委員会資料

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学は、自己点検・評価に関する規程において、その目的や任務などを定めている（提出-規程集 1 聖カタリナ大学短期大学部 大学評価委員会規程第 1 条、第 2 条）。この大学評価委員会は、学長を委員長として学生部長、学科教員 2 名、事務局長で構成され、総務課が事務処理を担当している（提出-規程集 2 聖カタリナ大学短期大学部大学評価委員会規程第 3 条）。大学評価委員会では、各種委員会や学科、事務局、附属図書館などの関係部署と連携することによって、大学全体の点検・評価活動となるように務めている。

大学評価委員会は、教授会において自己点検の実施計画や結果の報告を行い、継続的な活動であることを周知している。日常的には、各種委員会ごとに毎年「学科年間計画」を作成し PDCA サイクルを活用することで、定期的な自己点検・評価活動につなげている（備付-1 短期大学部保育学科年間計画（2024～2025））。

本学では 2010（平成 22 年度）、2016（平成 28 年度）、2022（令和 4 年度）と短期大学基準協会による認証評価を受審し、大学ホームページで公開してきた（備付-2 認証評価結果（2023.4～2030.3））。2016（平成 28 年度）の認証評価受審以降は、認証評価の項目に従って定期的に自己点検・評価活動を行い公開している（備付-3「自己点検・評価報告書（平成 28～30 年度）」、備付-4「自己点検・評価報告書（令和元～2 年度）」）。前回の認証評価受審後の 3 年目にあたる 2025（令和 7 年度）には、3 ケ年の自己点検・評価活動の成果を公表すべく準備を進めている。

本学では、全教員がいずれかの委員会に属し、事務職員と連携しながら組織的に自己点検・評価活動を行っている。

本学は、同法人の聖カタリナ学園高等学校及び同地域にある愛媛県立北条高等学校と連携協定を締結しており、大学の教員が高校の授業に出向くなど、実務者レベルでの意見交換の機会がある。また、聖カタリナ大学・同短期大学部に設置している第三者評価委員会において外部の団体や高等学校、福祉関係者より様々な意見を聞いている。（備付-5 2025（令和 7）年度第 1 回第三者評価委員会議事録）（備付-6 2025（令和 7）年度第 1 回第三者評価委員会資料）。

前述した各種委員会等が作成する「学科年間計画」は、年度末に点検・評価を行い、次年度の改善策へとつなげている。また、前回の認証評価により課題として指摘された事項は、ディプロマ・ポリシーに関することであった。学習成果と合わせて学科会議で協議を行い、教授会の審議を経て修正される見通しであり、2027（令和 9）年度の入学生から運用する。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

2015（平成 27）年度の認証評価受審以降、教育の質を保証するために機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおける適切な学習成果の査定方法を組織的に共有することに努め、学習成果の量的・質的データ収集へ向けた従来の査定方法の活用と新たな査定方法の開発を図ってきた。現状では、学習成果を焦点とする査定の手法については、教育の効果を評価する機関レベル・教育課程レベル・学科レベルで用いている査定方法を活用することによ

って学習成果の査定に対応させている。

査定方法の点検として2017（平成29）年度よりGPA制度を導入し、学生のGPA数値・推移グラフや学科全体のGPA分布図を学期ごとに作成し、1・2年生の学習成果の把握に活用している。また、2020（令和2）年度から教育課程の「カリキュラム・マップ」（ナンバリング及びクラスター化）を作成し、学習成果が各授業の到達目標に反映されているかを把握している。また、学修ポートフォリオとして、学生の学習集積状況を査定する方法（学修度グラフ）を2022（令和4）年度より実施している。

査定手法の定期的点検については、教務委員会・教学マネジメント委員会や学科会議、教授会において、成績評価基準や実習評価方法を点検・改善している。あわせて、授業改善アンケートや学修行動調査の結果を活用し、評価手法の妥当性について検討を行っている。学習成果の分析結果は年度末に各種委員会によって作成される学科年間計画により、それぞれのレベルにおいて報告・共有され、次年度の教育課程や授業改善に反映される仕組みを整えている。また、シラバス作成時に教務委員が点検を実施するとともに、授業改善アンケートについては各教員が前年度の反省点を記載したりすると同時に、効果的な方法についても情報共有することで教育改善につなげている。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用について、学習成果を焦点とするPDCAサイクルの活用にも努めている。毎年、各年度の卒業生に係る学習成果の検証用データを収集し、学習成果の獲得状況を把握し、検証している。学習成果の獲得へ向けた評価・判定の仕組みをより明確にするために、本学は、2021（令和3）年度より併設する4年制大学と協議しながら、本学の学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）を策定することに努めている。（備付-9 学修成果（学習成果）の評価に関する方針）

本学は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令遵守に努めている。特に、学校教育法第104条の3に従って学位にふさわしい人材育成を目指している。また、短期大学設置基準に記されている「学生の卒業後自らの資質向上と社会的及び職業的自立を図るための適切な体制（第35条の2）」を整えること、さらに「より多様な授業期間の設定を可能にすること（第9条）」といった授業への幅広い視点が提示されていることに鑑み、質の向上に繋がる教育効果を上げるよう努めている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

本学科では、教育の質の向上を図るため、2019（令和元）年度以降、各種委員会ごとに「学科年間計画」を作成し、学科会議において共有している。これにより、各種委員会の計画・実行・検証・改善というPDCAサイクルを確立し、内部質保証の向上に取り組んでいる。

学習成果を焦点とする査定の手法については、大学・短期大学基準協会の評価基準（平成29年6月改正版）において新たに示されたGPA分布状況の活用を受け、2017（平成29）年度よりGPA制度を導入している。さらに、学生の学習成果を可視化するため、2022（令和4）年度より学修ポートフォリオを実用化した。しかし、学習成果の評価に関する方針を策定し、その獲得を評価・判定する仕組みを明確化し、学内外に表明することが今後の課題である。

＜テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項＞

特になし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
前回の認証評価における基準 I の改善計画の実行状況は、以下のとおりである。

建学の精神、社会貢献の課題に関しては、地域連携推進室を中心として、地域社会に貢献する各種イベント等の企画・実施を継続している。新型コロナウイルス感染症の収束後は、活動内容が多様化し、年を追うごとに地域との連携が拡大しており、概ね計画どおり実施されている。

教育の効果の課題に関しては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針を一体的に機能させるため、学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）の策定を課題としていた。担当部署においては、自己点検・評価を毎年度実施しているが、内外への公表には至っていない。今後、早急に方針を策定し、学内学に公表する予定である。

内部質保証の課題に関しては、1点目として、「学科年間計画」に基づくPDCAサイクルの実践を継続している。各種委員会及び各部署に対して、毎年当初に計画の提出を求め、計画に基づき実施、年度末の検証及び改善を通じて、継続的な質保証の仕組みを機能させている。2点目として、学修成果に焦点を当てた評価手法の確立を目的に、GPA制度及び学修ポートフォリオの実用化を推進している。これらについては、一定の成果が得られており、運用も定着してきている。一方で、アセスメント・ポリシーについては、前述のとおり早急に策定が求められる状況にある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準 I に関して、以下の3点の改善を図ることとする。

1点目は、建学の精神に基づく地域社会の貢献活動の継続である。地域連携室を中心として、ボランティアセンター及び各教員の専門領域における地域貢献活動との連携を一層強化し、建学の精神に基づいた地域社会への貢献活動を継続的に推進していくこととする。

2点目は「学科年間計画」によるPDCAサイクルの実践と経営計画への反映である。「学科年間計画」に基づく実践を継続するとともに、その成果を学校法人の中・長期経営計画に反映させることで、全学的な内部質保証体制のさらなる充実を図ることとする。

3点目はアセスメント・ポリシーの策定と学習成果評価体制の明確化である。学習成果の獲得状況を適切に評価・判定するため、アセスメント・ポリシーを早急に策定し、学習成果の評価及び教育改善の指針として明確化を図ることとする。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>**

提出資料

1. キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-
2. ユニバーサル・パスポート（シラバス）

提出資料－規程集

1. 聖カタリナ大学短期大学部学則
2. 聖カタリナ大学短期大学部教務委員会規程
3. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部教学マネジメント委員会規程

備付資料

1. 2023（令和5）年度入学生（令和6年度卒業生）成績評価
2. 2023（令和5）年度入学生（2024（令和6）年度卒業生）学習成果の検証用データ
3. 保育学科 学科会議 議事録 2024 - 1～12
4. 聖カタリナ大学短期大学部卒業生（2020年度卒）（2023年度卒）アンケート集計結果（卒業生/就職先）

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学においては学則第38条において単位授与の要件を定めている（提出-規程集1 聖カタリナ大学短期大学部学則）。授業科目を登録し、授業への出席及び予習復習など必要な学修を行い、試験その他の本学が定める適切な方法により学習成果を修め担当教員の認定により授業科目の所定の単位を与える。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に満たない場合は、その科目の単位認定は行われない。

単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件は、キャンパスライフ、シラバスへ掲載を行い、新入生オリエンテーション、学期始めの履修ガイダンス、各科目の授業等の機会を捉えて周知を図っている。また、大学ホームページにおいても公開している。

学生が修得すべき単位数は、学則第40条において64単位以上と定めている。具体的には基礎教育科目12単位以上、専門教育科目52単位以上である。学生が2年間で適切に授業科目を履修するために1年間に登録できる単位数の上限を「履修の手引き」に定めており、50単位（集中講義及び学外実習の単位を除く）としている。ただし、卒業年次の学生においては、登録の上限を設けていない（提出-1 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き

-)。

本学のディプロマ・ポリシーは、教育理念を踏まえた上で、知識、技術、態度を含む以下を定めている。

1. キリスト教的ヒューマニズムと建学の精神「愛と真理」に基づき、誠実・高邁・奉仕の態度を身につけている。
2. 子どもの発達や保育の内容など、保育者に必要な専門的知識を習得している。
3. 音楽や体育、図画工作など、保育者に必要な表現技術を身につけている。
4. 子どもや保護者の状況を的確に判断し、問題解決に向けた最善の支援策を考え出すことができる。
5. 積極的に社会と関わり、自ら学ぶ意欲を有する。

上記のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各科目の成績評価の基準により厳格に単位認定が行われている。さらに卒業認定は、学則及び教育課程表で定めた単位を修得していることを、教務委員会において精査・確認し、教授会での審議を経て学長が決定している。

進級判定は行われていない。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

教育課程は、学生の学習成果の達成を踏まえて宗教関係科目と教職関係科目、選択科目から成る基礎教育科目群と専門教育科目群（教育に関する科目、表現技術に関する科目、保育内容・方法に関する科目、保育の対象理解に関する科目、福祉に関する科目、実習に関する科目）により構成されている。学習成果の1と2は、主に宗教及び教職に必要な科目によって2年間で履修できるよう編成している。また、学習成果3から5は専門科目の基礎から実践へと積み重ねるように編成され、実習科目と関連づけながら達成できるように体系的に編成している。

本学は、幼稚園教諭、保育士等の専門職を養成する保育学科である。現代社会における保育専門職の状況を踏まえ2024（令和6）年度入学生より授業科目の開発、編成を行った。基礎教育科目では、保育業界におけるICT化の進展を受け、「情報処理入門」に加え「ICT入門」を新たに導入した。また、「英語A・B」に加え、外国籍の子どもへの対応が増加していることを踏まえ「チャイルド・イングリッシュ」を導入した。さらに、初年次教育の充実を図るため、1年次に「基礎教育セミナー」を新設し、「宗教学」を「世界の宗教」と科目名称を変更するとともに、卒業必修科目から選択科目とした。履修希望者が少なかった「文学」及び、「日本語表現」、「総合表現」は廃止した。専門教育科目では、医療的ケア児が増加していることを受け「医療保育」を導入し、看護師経験のある教員2名を科目担当者とした。なお、そのうちの1名は、併設の4年制大学の看護学科教員である。2年次には「保育ゼミナール」を新設し、学生一人ひとりの興味関心に基づいたテーマを取り上げ深く学ぶことで専門性を向上させる。幼稚園教諭、保育士の資格に加え、より専門性を高めるため、2021（令和3）年度より児童厚生2級指導員の資格を、2024（令和6）年度より準学校心理士の資格

を取得できるようにした。

各授業のシラバスは、ユニバーサル・パスポート内に掲載している（提出-4 ユニバーサル・パスポート（シラバス））。シラバスには、科目ごとに授業形態、単位数、授業の概要、ディプロマ・ポリシーとの関連、到達目標、事前・事後学修（時間）、成績評価の方法・基準、課題等へのフィードバック、教科書・参考図書、アクティブラーニング要素、ICT活用、担当教員の実務経験と授業との関連等が明示されており、授業計画には毎回の授業内容が詳しく記されている。

学生による授業評価は、前後期の一定期間にユニバーサル・パスポートを通してアンケートを実施し、授業内容や履修目的、満足度等に関する評価や意見を求めている。回答結果は集計され、グラフ化されたものを教員が確認でき、授業改善に活用し、必要に応じて学生にフィードバックを行っている。また、学生による授業評価を受けた後、各教員は授業改善方法や、さらに進展させるための方法をFD委員会に提出し、授業改善につなげている。

授業内容はユニバーサル・パスポートにて教職員が閲覧できる状態にあり、意思疎通が可能である。共通の授業科目を複数の教員が担当する場合は、シラバスの作成段階から協議し協力・調整が行われている。前後期それぞれに設けられた授業公開期間に、授業の公開と参観が義務づけられており、授業参観後にアンケート等を通じて意見交換が行われている。

本学では通信制による教育課程は実施していない。

学科の教育課程の見直しは、随時、実施している。2019（令和元）年度の入学生に係る教職課程と保育士養成課程の見直しが必要となり、2017（平成29）年度から教育課程及び授業内容の検討を行い、適切な教育課程への見直しと編成を実施した。2024（令和6）年度からは、前述のとおり、現代社会や職業団体が求める人材を育成するために教育内容の見直しを行った。

教育課程の編成や見直しについては、教務委員会及び教学マネジメント委員会が中心となり、教職員の意見を踏まえながら計画的に実施している。両委員会の規定に基づき、体制・役割が明確に記載されている（提出-規程集2 聖カタリナ大学短期大学部教務委員会規程、提出-規程集3 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部教学マネジメント委員会規程）。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

教養教育は、教育課程の基礎教育科目と学校行事によって実施している。人格形成の視点から「キリスト教倫理学Ⅰ・Ⅱ」「世界の宗教」を設置し、学生はキリスト教的価値観だけでなく広く世界の代表的な宗教も学ぶことができる。保育者養成の視点から「暮らしのなかの憲法」「体育Ⅰ（理論）」「体育Ⅱ（実技）」「英語A・B」「情報処理入門」、選択科目として「チャイルド・イングリッシュ」「ICT入門」「レクリエーション概論」を開設している。初年次教育として通年科目に「基礎教育セミナー」を設置し、高等教育への円滑な移行と大学で主体的に学ぶ態度を育成している。その他、地域にある他大学が共同で開設している「えひめ共同授業」を基礎教育科目の選択単位として認定している（備付-1 2023（令和5）年

度入学生（令和6年度卒業生）成績評価）。また、学校行事として5月には聖母マリアに由来する「母をたたえる日」、10月には「理事長講話」、「大学祭ミサ」、12月には「クリスマスミサ」を行っている。これらの学校行事は、前述の1年次に履修する「基礎教育セミナー」の授業の中で参加する機会があり、キリスト教精神の涵養に繋がるものである。2年次においては各種奨学生や行事運営に関与する学生が参加している。大学敷地内では朝昼夕の鐘楼の鐘の音や、毎朝の「主の祈り」毎夕の「終業の祈り」の放送など、キリスト教的情操を育む体制が整っている。宗教行事に加え、入学後のオリエンテーションにおいては、外部講師による「生活環境指導」「災害時の安全指導」「消費者トラブルの指導」等の講話が実施されている。自動車等で通学する学生を対象として、警察署員による交通安全講話を行なわれており、これらの取り組みは、学生が一般教養を修得する貴重な機会となっており、ひいては専門分野を学ぶ上での礎を成している。

保育学科は、幼稚園教諭、保育士養成の教育課程に沿って、子どもの教育や福祉に従事できる「愛と真理」の理念を身に付けた社会人の育成に努めている。基礎教育科目の修得により、社会人としての幅広く深い教養を培い、その上で保育者としての専門性の育成につなげている。例えば、1年次の基礎教育科目「基礎教育セミナー」は本学の教員全員が携わるオムニバス形式にて開講されている。ここでは、大学生として必要とされる基本的なマナーや健康管理の在り方、図書館の活用方法やレポート作成の基礎などを修得させるとともに、各教員の専門分野を活かすことで、専門教育へと繋がっている。また、「情報処理入門」及び「ICT入門」は、専門科目の「教育情報リテラシー」へと接続する内容であり、関連が明確である。

教養教育に関する学習成果は、本学の掲げる5つの学習成果の1と2に関係している。したがって、教養教育の効果に関する評価は、主として関係科目に関する成績評価や単位修得状況（備付-1 2023（令和5）年度入学生（令和6年度卒業生）成績評価）によって評価している。他、学校行事への参加状況、ボランティア参加状況、就職先アンケートなどによって評価している（備付-2 2023（令和5）年度入学生（2024（令和6）年度卒業生）学習成果の検証用データ）。さらに、検証用データは学科会議（備付-3 保育学科 学科会議 議事録 2024-1～12）において取り上げ、教員全員による協議を経て、各教員が所属する委員会等で改善に向けた取り組みを進めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は建学の精神「愛と真理」を掲げ、周りの人々の幸せを願う強い情熱と、人としての高い倫理観を持った人格の育成を目指している。また、教養に裏づけされた専門知識や技術を持って社会に貢献できる専門的職業人を育成することを目指している。この短期大学の重要な使命は、職業教育の役割を担うものである。学生が将来、必要とされる知識や技術を習得できるように、一人ひとりの学生の資質や能力を把握し、支援する教育力は本学の職業教育に活かされている。保育学科は幼稚園教諭二種免許・保育士資格の取得のために組み込

まれた教育課程のもと、専門職として、また社会人としての人格育成に力を注いでいる。教養教育（基礎教育科目）は、教職・保育職に必要な知識や技能を育てるものであり、これらは実際生活における必要な知識や技能でもある。専門教育は、子どもの教育・保育や福祉などの現場における専門性に焦点化した能力（子どもの発達理解や保育内容・教材の研究、表現活動の技能、子どもや保護者に関係する問題解決能力など）を育てるものである。また、学科では、2年間で5回の実習を行っているが、それらはキャリア教育の実践そのものである。全学生が短期間であっても、保育者としての人格特性を身につけ、目指す職業に就くことができるように学習支援をしている。さらに、就職委員会及び就職課は学生の就職活動を支援するプログラムを実施し、併設する大学のプログラムを活用しながら職業への視野を広げている。このように、保育学科では学科の特徴に合わせて専門教育（実習関係を含む）と教養科目を主体とする職業教育への接続を図る体制が機能している。

職業教育の効果の測定・評価の現状として、入職1年目と4年目の卒業生及び就職先へのアンケートを実施している。卒業生の進路の大半が専門職であることから、このアンケート結果を分析することで職業教育の効果の測定・評価ができ、学習成果を査定する方法として有効である。（備付-4 聖カタリナ大学短期大学部卒業生（2020年度卒）（2023年度卒）アンケート集計結果（卒業生/就職先）専門職以外に従事する学生に対する能力育成を含めた職業教育の評価についても同アンケートについて測定・評価を行っているが、結果の分析を行った上で内容を検討していく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

2024（令和6）年度入学生より、現代社会や職業団体が求める人材を育成する魅力のある学科を目指して、授業科目の開発・編成を行った。履修状況や授業改善アンケート等による評価を通じて、より効果的で適切な開講科目を設定することが課題である。

本学の職業教育は、将来保育者となる学生を対象とした教育課程によって実施されている。しかし、短期大学の使命である社会人のための職業教育という観点からみれば、内容がやや狭義であるといえる。これまで就職ガイダンスの改善に取り組んできたが、その成果を検証し、さらなる改善を図ることが課題である。

本学では職業教育の評価として卒業生の就職先からの評価を収集し、教職員全員で共有している。現行のアンケートの改善を含め、職業教育における査定方法を見直し、より実効性の高い仕組みを構築していくことが今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料

1. キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-
2. ユニバーサル・パスポート（シラバス）

提出資料－規程集

1. 聖カタリナ大学短期大学部学則

備付資料

1. 聖カタリナ大学短期大学部保育学科カリキュラムガイド 2025
2. 2023（令和5）年度入学生（2024（令和6）年度卒業生）学習成果の検証用データ

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の学習成果は、基準Ⅰ-B-2に記載のとおり、「愛と真理」の建学の精神に基づき、大学の目標を目指し、学生一人ひとりの学びの成果として獲得できるようになる知識・技能・資格が具体的に示されている。

学生は、2カ年の期間を通じて学期ごとにどのような科目を受講するかをカリキュラムガイド（備付-1 聖カタリナ大学短期大学部保育学科カリキュラムガイド 2025）によって見通し、学業を進めることができるようにしている。授業科目レベルでは、各科目のシラバスにおいて授業概要や到達目標が記載されており、さらに具体的な学習成果が示されている。

学習成果は、ディプロマ・ポリシーに対応しながら学位取得に加えて免許資格の取得を重視している。前回の認証評価以降においては、2022（令和4）年度卒業生の幼稚園教諭免許取得率は98.0%、保育士資格取得率は91.8%であった。2023（令和5）年度卒業生において幼稚園教諭免許取得率は91.7%、保育士資格取得率は91.7%であった。また、2024（令和6）年度卒業生において幼稚園教諭免許取得者は89.3%、保育士資格取得者は96.4%であった。このように免許・資格の取得状況はおおむね良好であり、学生にとって学習成果は、2カ年の教育期間において獲得可能なものである。

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに即した評価指標に基づき学習成果を測定・評価している。学生の入学から卒業までを視野に入れ、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの観点で多面的に行っていることから学習成果の測定は可能である（備付-2 2023（令和5）年度入学生（2024（令和6）年度卒業生）学習成果の検証用データ）。各科目における学習成果は、筆記試験や実技試験、小テスト、レポートなどにより量的・質的に測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

各授業科目における学習成果は、大学全体の学習成果と有機的に対応している。たとえば、「キリスト教倫理学」「世界の宗教」「基礎教育セミナー」といった教養教育科目は、学習成果1に対応する。「英語A・B」「体育Ⅰ・Ⅱ」「暮らしのなかの憲法」「情報処理入門」などの教養教育科目は、学習成果2に対応する。「保育内容」「教育心理学」「発達心理学」「教育社会学」「保育者論」「保育原理」「子ども家庭福祉」「社会福祉」「社会的養護」といった専門教育科目は、学習成果3に対応している。「保育実習」「教育実習」「乳児保育」「子育て支援」などの専門教育科目は、学習成果4に対応する。学習成果5は社会人としての態度や最終的な目標に位置づけられており、ほとんどすべての科目に対応している。

科目ごとの成績評価はシラバスに明示され、試験、レポート、実技試験等の評価方法によって実施され、本学の成績評価基準に従って学期ごとに適切に実施され、学生の履修指導にも活用されている（提出-1 ユニバーサル・パスポート（シラバス））。また、成績評価の適切性を担保するため、成績評価に不服がある場合に申し立てができる制度を設けている。

次年度のシラバスは前年度後期から作成に着手し、教務委員会による点検を経て、担当教員が再度見直したうえで学生に公開している。学期末には各科目の成績分布を集計し、教務委員会で偏りの有無を点検し、必要に応じて教員に改善を求めている。授業改善アンケートの結果も点検し、教員にフィードバックすることで、成績評価の妥当性を検証させている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学習成果を測定する仕組みについては、科目・教育課程・機関レベルにおける評価方法を用い、結果を随時集計し、検証・改善に活用している（備付-2 2023（令和4）年度入学生（2024（令和5）年度卒業生）学習成果の検証用データ）。量的データとしてはGPA制度を活用しており、毎学期、学生個々の数値と学年ごとの分布を把握している。これらの情報は学科全体で共有し、傾向を分析したうえで、クラス担任による個別指導に役立てている。2022（令和4）年度からは、学修ポートフォリオを導入し、学習成果の可視化を可能とした。これにより、学生・クラス担任・教務委員が、個別のGPA推移表や履修成績情報・単位修得状況、資格取得状況、学修度グラフ、学修度の一覧を把握する仕組みを整備した。その他の量的データとして、大学全体の教育課程における成績評価（科目別平均点、5段階評価ごとの割合、単位修得率）や学位取得率、免許・資格取得率を収集し、学科の学習成果の評価に活用している。特に、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得者数は毎年データ化し、学科及び大学全体で確認している。さらに、量的・質的データとして「学生生活満足度調査」を毎年、在学生及び卒業予定学生に実施し、教育課程や教員への意見、大学設備に関する要望などを把握し、学習成果の獲得への改善策に活かしている。

学生調査としては、前述の「学生生活満足度調査」に加え、「学生の学修時間及び学修行動に関する調査」を毎年行い、日常的な学習時間や学習行動の実態を明らかにしている。また、学生自身による自己評価として、学修ポートフォリオの中で学期ごとの振り返りと目標

設定を行い、その内容を担任教員による個別指導に活用している。

インターンシップ、留学の参加はないが、大学3年次への編入は、増加傾向にあり、2024（令和6）年度卒業生では7名（12.5%）に達した。在籍率、卒業率（学位取得率）、就職率、さらには就職者に占める専門職就業者の割合を毎年明確にし、学生の学修支援に活かしている。

就職委員会は雇用者や卒業生へのアンケートを実施し、その結果を基に学習成果の達成度を評価している。さらに新卒者の就職先への訪問を行い、卒業生及び雇用者からの聴き取りを通じて情報を収集している。

これらの測定データは、各種委員会や学科会議で集計・分析され、大学全体や学年ごとの比較を通して傾向を把握している。把握した結果は、成績評価基準やカリキュラムの点検に反映され、授業方法の改善や学修支援の充実につなげている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、学生の学習成果の獲得状況を可視化するために、複数の指標を用いて把握している。各学期のGPAや成績分布を集計し、学年別・学期別に継続的に比較することで、学生の到達度を数値として明示している。これらのデータは教務委員会において点検・分析され、カリキュラム改善や教育方法の見直しに活用されている。

学生が自らの学習成果を自覚できるよう、学修ポートフォリオの仕組みを導入し、測定結果や評価の根拠を明示している。各学期の成績通知では、GPAや成績分布に加え、科目ごとの評価の根拠を示している。1年次には、「基礎教育セミナー」の授業の冒頭と終了時にクラス担任との面談を行い、学修ポートフォリオを用いて評価結果を説明している。これにより、学生は自らの学習成果を振り返り、今後の学習やキャリア形成に繋げることができるよう支援している。

学習成果の状況を社会に示すため、根拠となるデータを基に公表に努めている。具体的には、大学案内において保育職への就職状況を記載し、オープンキャンパス等の機会には大学編入や就職の状況を説明している。また、実習懇談会等においても在籍者数や就職状況を報告している。加えて、大学ホームページ上には自己点検・評価報告書を公開している。こうした多様な機会を通じて、地域社会や入学希望者に対し、本学の教育の特色を明確に示している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

免許・資格の取得状況はおおむね良好であり、学生にとって学習成果は2年間の教育期間において獲得可能であると評価できる。一方で、資格取得が困難な学生や、途中で取得を断念する学生も見受けられることから、学生の特性に応じた履修方法の工夫や資格取得支援の充実が今後の課題である。

2022（令和4）年度からは学修ポートフォリオを導入し、学生の学習成果の可視化を可能

とした。1年次においては「基礎教育セミナー」を通じて、丁寧な振り返りや適切な支援を実施している。しかし、2年次には前述に記載した科目が設けられていないため、履修ガイダンス時の説明やクラス担任による個別のフィードバックにとどまっているのが現状である。今後は多様な機会を設け、学生が自ら学習成果をより自覚できるような取り組みを強化する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料

1. 入学者選抜要項 2026<令和8>年度

提出資料－規程集

備付資料 備付資料

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

本学では、アドミッション・ポリシーにおいて掲げる「求める学生像」に基づき、以下に示す多様な入試制度を設けている。これにより、アドミッション・ポリシーと入学者選抜の方法が整合し、適切に実施されている。選抜方法については次のとおりである。

1) 総合型選抜 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)

選考方法は、自己推薦型プレゼンテーション・入学希望理由書を中心とした個人面接である。プレゼンテーションは、特別な技術や知識の高さを評価するものではなく、受験生が今まで取り組んできたことを自己アピールすることで、受験生自らの意思で出願できる公募制という総合型選抜の趣旨に合致している。また、能力や適性、意欲や積極性を多面的、総合的に評価するもので、本学の求める学生像を確認しやすい選抜となっている。

2) 学校推薦型選抜

①指定校推薦選抜 (前期・後期)

人物、学業ともに優れ、出身学校長の推薦に基づき選抜しており、本学への専願となっている。受験生の能力や適性に限らず、意欲や積極性等をより多面的に評価できる口頭試問と、集団面接を行い、調査書と合わせて合否判定を行っている。

②専願推薦選抜

専願推薦選抜は、小論文と個人面接の結果、さらに調査書を合わせて合否判定を行っている。小論文は事前に提示したテーマについて論述する形式であり、受験生の能力や適性等を多面的に評価・判定できるものである。さらに、事前のテーマの提示により、学習の機会を促すことにつながり、意欲や積極性を適切に評価できるものである。

③スポーツ推薦選抜

スポーツ推薦選抜は、指定校推薦選抜と同様に口頭試問を含む個人面接及び調査書、スポーツ技術実績報告書により総合的に合否判定を行っている。

④一般推薦選抜

出身学校長の推薦に基づき出願でき、他大学・短大等の併願可能であることから、受験者の学校選択の自由度を確保している。人物や意欲、積極性をみる個人面接及び調査書の他、専願推薦選抜と同様に小論文の結果によって総合的に合否判定を行っている。小論文のテーマは、各選抜方法の特性を踏まえ対象(子ども)や社会に対する興味や関心について扱い、より適切に評価できるものとしている。

3) 一般選抜

①一般選抜 (A 日程・B 日程・C 日程)

大学教育を受けるために必要な知識、技能を適切に評価するために日本語表現力を重視した国語の得点結果及び、調査書によって総合的に合否判定を行っている。特に、調査書の内容を積極的に活用することで、能力や意欲、適性等を多面的に評価できるものである。また、A 日程においては、松山市駅キャンパスで実施し、受験生の利便性を高めている。

②共通テスト利用選抜 (前期・後期)

受験者が大学入学共通テストを受験している科目のうち、高得点 1 科目の成績及び調査書で合否判定を行っている。個別学力試験は実施せず、一般選抜と同様に調査書の内容を積極的に活用することで能力や意欲、適性等を総合的に評価している。

4) 特別選抜

①社会人特別選抜 (I 期・II 期)

受験資格の対象を満 19 歳以上とし、広く入学志願者を受け入れている。個人面接及び志願理由書によって総合的に合否判定し、社会的経験を踏まえた学習意欲を重視している。

②外国人留学生特別選抜

外国人留学生特別選抜の指定校推薦では「静修高級中学」を指定校としており、該当学校長の推薦に基づき選抜し、本学への専願となる。学習意欲や人物をみる個人面接及び提出書類によって総合的に合否判定を行っている。

指定校推薦以外の入試では、「日本留学試験 200 点以上」あるいは「日本語能力試験 N2 以上合格」を出願資格としており、個人面接及び作文、提出書類と合わせて総合的に合否判定を行っている。

本学の入学者選抜の方法は入学者受入れ方針に対応しており、特に受験生のおよそ 9 割を占める総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、面接や自己推薦型プレゼンテーション、口頭試問等を通じて入学生の資質をしっかりと把握している。1)～4)の選抜方法は、それぞれ総合的かつ多様な選択方法を採用することにより適切な能力を見出すことができ、本学のアドミッション・ポリシーの趣旨に沿ったものである。さらに、インターネット出願を

実施することで利便性を図り、適切な入試を実施している。

高大接続の観点から、多様な選抜方法を用意して各高校での学びに応じて選択できるよう配慮しており、これらは、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保にも配慮したものである。それぞれの選択方法ごとに公正かつ適正な選考基準を設定し、明確に示している。

入学者選抜の実施に関する学内規定については、入試・募集委員会において判定基準を設けており、例年当該基準に沿って実施している。入学者選抜における合否判定は、学長を含む入試・募集委員会で判定し、合格予定者を審議したのち、教授会にて承諾を得ることとしており、学長を中心とした責任体制は明確である。

アドミッション・オフィスとして入試課に専任事務職員 4 名、非常勤職員 1 名を配置し、学生募集や入学者選抜に関する業務を専門に行っている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

本学のアドミッション・ポリシーは、受験生に配布している「入学者選抜要項」のトップページに明確に記載し、受験生が自らの適性と本学の教育方針との適合性を判断できるよう配慮している。さらに、本学のホームページでも公開し、大学説明会や高校訪問の機会には、進路指導担当教諭に対しての説明も行っている。本学のアドミッション・ポリシーは次のとおりである。(提出-1 入学者選抜要項 2026 (令和 8) 年度)

1. 将来、保育士・幼稚園教諭として働くことに熱意と意欲を持つ人。
2. 相手の立場を尊重し、積極的に人と関わろうとする人。
3. 子どもや他人の幸福に配慮し、その実現のために尽力しようとする人。
4. これまでの学業に積極的に取り組み、学び続ける意欲と向上心を持つ人。

2016 (平成 28) 年度から 2025 (令和 7) 年度まで変更なくこれらを示し、広く社会に貢献できる人材を求めている。

選抜区分ごとの募集人員については、入学者選抜要項において、選抜区分ごとの募集人数を明示している。これにより、受験生が志望の参考とできるよう配慮している。また「若干名」と表記している部分に関しては、多様な志願者を柔軟に受け入れるための措置である。

授業料、その他入学に必要な経費、さらに奨学制度についても、大学案内や入学者選抜要項、本学ホームページなどに記載し、受験生や保護者が入学前に必要経費を十分に把握できるよう配慮している。

受験や奨学制度への申請などの問い合わせは、入試課が中心となり適切に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき多様な選抜方法を用いて実施している。しかし、少子化や進学志望者数の減少により、安定的な志願者確保が課題となっている。今後は地域社会や保育現場のニーズに応じ、多様な学生をより柔軟に受け入れる選抜方法の

検討が必要である。

多様な学生を受け入れたその先において、初年次教育等を通じ、入学後の学びに円滑に適応できるよう支援体制を整えることも課題である。

また本学では、入学後に「新入生アンケート」を実施し、志願理由、受験に際して利用した情報源等を把握している。これらの結果を活用し、効果的な学生募集に繋げるよう検討が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

本学は、長年、保育者養成に従事し短期大学としての社会的使命を果たしている。また、文部科学省の定める「大学入学者選抜要項について（通知）」を遵守し、学内規定に基づいて公正・透明性を確保している。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

1. 入学のしおり 2025
2. キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-
3. 北条キャンパス UNIPA 機能説明資料
4. 大学案内 2025

提出資料－規程集

1. 聖カタリナ大学短期大学部学生生活委員会規程
2. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部奨学制度に関する規程
3. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部外国人留学生規程

備付資料

1. 「入学前教育」実施のご案内
2. 初心者のためのピアノ教室
3. 2025（令和7）年度オリエンテーション進行表
4. 聖カタリナ大学短期大学部保育学科カリキュラムガイド 2025
5. 通算・各学期 GPA 分布図（2023（令和5）年度入学生）
6. 2024 年度卒業生・2025 年度在学生 学生生活満足度調査
7. 「学長と学生との懇談会」進行表 2024
8. 入学者選抜要項 2025（令和7）年度
9. 障がい学生支援ガイドブック
10. 進路希望登録

11. 2022～2024（令和4～6）年度卒業予定者進路状況
12. 2022～2024（令和4～6）年度聖カタリナ大学短期大学部卒業生に関するアンケート
13. 2022～2024（令和4～6）年度聖カタリナ大学短期大学部卒業生アンケート

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-1 の現状＞

本学では、入学手続き者に対して入学後の学生生活について案内している（提出-1 入学のしおり 2025）。推薦入試合格者には、入学前に「スプリングセミナー」を実施し、在学生や教員との交流を通じて、入学後の学生生活や授業に関する情報を提供している（備付-1 「入学前教育」実施のご案内）。さらに、希望者には入学前教育の一環として「初心者のためのピアノ教室」を実施し、「ピアノ表現」の授業内容の説明やピアノ相談を行っている（備付-2 初心者のためのピアノ教室）。

入学式の翌日から2日間は、履修指導や学生生活に関する指導のほか、健康診断や地域公的機関による生活指導などを含むオリエンテーション（備付-3 2025（令和7）年度オリエンテーション進行表）（提出-2 キャンパスライフ 2025-学生生活の手引き-）を実施している。1年生には、「基礎教育セミナー」の授業において、教育目標や学習成果を説明し、学生に求める学びの方向性を伝えている。その際に、カリキュラムガイド（備付-4 聖カタリナ大学短期大学部保育学科カリキュラムガイド 2025）を用い、2年間を通じた学期ごとの履修計画を示している。さらに、学習方法や選択科目に関する説明については、「履修ガイド」を活用している。

履修ガイダンスは、毎学期の始めに行い、教育課程表説明、履修登録の留意事項、取得可能な免許・資格、シラバスの活用方法等について学生に説明している。教育課程表には、卒業必修科目、資格・免許必修科目、資格・免許選択必修科目等を明記し、学生が主体的にユニパを活用して履修登録できるようにしている。

学習支援のための印刷物は、前述のキャンパスライフに加え、カリキュラムガイドやユニパ機能説明資料（提出-3 北条キャンパス UNIPA 機能説明資料）を発行している。履修ガイダンスで使う印刷物は、同時にユニパの掲示版の中でも配信し、学生が必要に応じて参照できるようにしている。

学生には、学期ごとに単位修得状況をユニパで確認し、次学期に向けて具体的に学習の見通しが持てるよう支援を行っている。たとえば、2年次に再履修科目が生じた学生には、個別に科目選択を示したモデル時間割を配布し、教務委員とクラス担任が連携して支援・指導を行っている。また、定期的に学科会議等で学生の出席や学業状況について情報交換を行い、クラス担任と科目担当者が協力して迅速な学習支援を行える体制を整えている。教員のオフィスアワーをウェブサイト上で公開し、学生が主体的に教員に相談・助言を受けられる環境を整備している。

学習上の悩みについては、履修ガイダンス時に履修相談の時間を別に設け、個別相談を実施している。さらに、保健室や学生相談室においても相談を受け付けており、担当者は必要に応じてクラス担任や教科担当教員と情報共有するなど、相談体制を整備している。

基礎学力が不足する学生については、各授業において理解度を把握し、担当教員が補うような指導を行っている。例えば、確認テスト、リアクションペーパーやレポート等により学生の困難点を把握し、レポートの返却時や授業外での補足指導を通じて支援している。クラス担任は、修得単位数や学期毎の GPA に基づき、成績不振学生への修学指導を行っている。各学期 GPA が 1.0 未満の学生には、原因を分析した上で適切な指導を行い、2 学期連続で GPA1.0 未満の場合には、学科長を交えた修学指導を実施している。

進度の速い学生や理解の優れた学生に対する学習上の配慮については、オープンキャンパスや中四国保育学生研究大会など学外で実施される多様な発表への参加を勧めることで、高度で発展的な学習の機会を提供している。

通信による教育は行っていない。

附属図書館には専任職員 2 名 (1 名は司書の有資格者)・非常勤職員 2 名を配置している。「基礎教育セミナー」では担当教員と事務職員が協力して文献検索の方法を指導し、学習の充実を図っている。

国際交流委員会において留学生プログラムを用意しているが、現在のところ利用実績はない。

教員は、学生の成績評価・単位取得状況や各学期の GPA 分布図を踏まえて個別指導を行い (備付-5 通算・各学期 GPA 分布図 (2023 (令和 5) 年度入学生)、必要に応じて学科会議や各委員会で検討を行っている。単位取得が遅れがちな学生には卒業や免許・資格取得に向けた助言を行い、2 年次には再履修科目の履修が可能となるよう時間割編成に配慮している。これらの学習支援の後、各学生の単位取得状況や卒業の可否を確認し、学科としての学習支援方策の効果を検証している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

本学の学生への生活支援は、学生生活委員会が中心となり、クラス担任・学生生活委員・学生支援課員を主とした全教職員の連携のもと、学生指導及び厚生補導等に関わる組織を整備している。2025 (令和 7) 年度学生生活委員会 (提出-規程集 1 聖カタリナ大学短期大学部学生生活委員会規程) は、専任教員の中から学科長の推薦により学長から任命された 2 名と学生支援課長で構成され、クラブ活動、学内行事、学友会といった学生の主体的活動に対する支援体制を整えている。

クラブ (部・同好会) は併設の 4 年制大学と合同で、2025 (令和 7) 年度において、体育系 17 団体、文化系 13 団体が活動しており、全てに専任教員が顧問として付き、合わせて事務局が指導助言を行う支援体制となっている。(提出-4 大学案内 2025) また、通常のクラブ・同好会活動に加え、剣道部・サッカー部・硬式野球部・女子バスケットボール部を「強化指定クラブ」として特別な予算のもと強化を図り、スポーツ特待生制度を設け、学生が高い目標をもって挑戦できるよう支援体制を整えている。学友会では、学内行事の「母をたたえる日」、「大学祭」、「学内クリスマス」について学友会委員及び各局のメンバーが大学関係各部署の支援体制と綿密に連携して執り行っている。さらに、オフィスアワーやほのぼのゼ

ミ（2024（令和6）年度まで実施）、初年次教育の「基礎教育セミナーA・B」（2024（令和6）年度より開講）や2年次での「保育ゼミナール」（2025（令和7）年度より開講）、及びサポートルームの運営等、本学のクラス担任制による細かい支援体制と合わせて学生支援に活用している。

福利厚生施設として、学生食堂（喫茶コーナー、売店を含む）の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮し、学生ホール、学生ルーム、学生サロン、ほのぼのルームといった憩いの場を合わせて提供している。学生食堂（喫茶コーナー、売店を含む）は、2025（令和7）年度よりキャッシュレス決済を導入し、学生の利便性を図っている。記念体育館内のヘルスプロモーションセンター「サルーテ」のトレーニングスタジオやフィットネススタジオは、学生に無料で開放されている。また、2020（令和2）年度には多目的屋内練習場「デポルテ」が開設され、授業やクラブ活動において十分に活用されている。

宿舎が必要な学生のために、学生支援課所管の女子学生専用のいずみ寮（63室、全個室）を学内に整備している。2025（令和7）年度入学生より「寮費減額特待生」制度（提出-規程集2 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部奨学制度に関する規程）を設け、入寮希望者の家賃免除や、下宿を希望する学生には地域の不動産業者と提携し、優良物件の紹介を行っている。また、入学時のオリエンテーションで、松山市環境部の職員による生活環境指導を行い、学生の学習環境の支援体制を整えている。（備付-3 2025（令和7）年度オリエンテーション進行表）

通学にはJR予讃線を利用する学生が多いが、学生の便宜を図り伊予市内から発着し松山市内各所を経由するスクールバスを運行している。また自動車・バイク・自転車での通学者のために、十分な広さの学内駐車場・駐輪場を整備している。

本学では、学生への経済的支援のための奨学制度（提出-規程集2 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部奨学制度に関する規程）を設けている。新入生対象として、学園奨学生、スポーツ特待生A・B・C、及び各種特待生制度があり、奨学制度運営委員会による審査と面接指導が行われ、学生が継続して奨学金を受けられるよう支援している。また、遠隔地から入学する学生への経済支援制度や、外国人留学生特別選抜及び社会人特別選抜での入学者対象の制度、入学後の経済支援制度も設けている。また、2020（令和2）年度から開始した日本学生支援機構の高等教育修学支援新制度についても、学生支援課・会計課・入試課が連携して事務対応を行っている。

学生の健康管理については、毎年度始めに全学生対象の健康診断を行っている。さらに保健室・学生相談室を設け、専門の職員が担当する学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。さらに、医師による「メンタルヘルス相談」を、年5回実施している。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取する場として、まず、「学生生活満足度調査」（備付-6 2024年度卒業生・2025年度在学生 学生生活満足度調査）を1年次7月と2年次卒業前に実施している。この調査は、学生生活の実態を満足度調査の視点から把握し、総合的満足度、充実度に影響している要因を検討した上で、教育・学生支援の改善に役立てることを目的としたものである。結果を取りまとめ、保育学科の課題を抽出し、それを受けて今後の変更点及び取り組みについて学科教員全員が共通理解のもと、改善に努めている。また、「学長と学生との懇談会」（備付-7 「学長と学生との懇談会」進行表2024）を年1回設

けている。参加者は、学生の代表と学長、短期大学部及び併設の4年制大学の各学科からの代表者及び学生支援課からの陪席者で、フリートークによる懇談会を行っている。併設する4年制大学とともに学生の率直な意見の聴取に努め、挙げられた意見を検討し、より良い大学にするために継続的に改善努力を行っている。

留学生が在籍する場合、特に日本語教育等について、基礎教育科目に「基礎日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」と「日本事情Ⅰ・Ⅱ」を設けている。また留学生（提出-規程集3 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部外国人留学生規程）は入学検定料及び入学金・授業料の一部免除、及び入寮費全学免除・室料半額免除の支援体制を設けている。留学生の入学者は、2016（平成28）年度に1名、2020（令和2）年度に2名でその後の入学生はいない。今後も継続して、学生生活委員会と学生支援課の連携体制で取り組む。

本学の社会人特別選抜（備付-8 入学者選抜要項 2025<令和7>年度）による入学者は2022（令和4）年度3名、2023（令和5）年度3名、2024（令和6）年度4名、2025（令和7）年度3名である。社会人特別選抜には、愛媛産業技術専門校の行うリカレント訓練（保育士養成コース）による入校生も含まれており、社会人学生の生活支援体制として、入学検定料・授業料を一部免除する経済的な支援を行うとともに、クラス担任制によるきめ細かい学習支援体制を設けている。

障がい者の受入れのために、キャンパス内の歩道、建物の入り口、建物内においても可能な限り段差を解消し、適宜にスロープ、エレベーター、バリアフリー・トイレ、車いす利用駐車場、車いすで受講できる教室等を設置し、障がい者への支援体制を整えている。また、障がいや疾病を抱える学生の自己実現をサポートするため、併設する4年制大学と合同の障がい学生支援チームを中心に全学的な体制で支援を行っている。（備付-9 障がい学生支援ガイドブック）

本学は「聖カタリナ大学短期大学部長期履修学生細則」を制定し、受け入れ体制を整えているが、長期履修生の入学者実績はない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、地域のイベントである松山まつりや北条まつり、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・施設・児童館・行政、その他地域団体が主催する各種イベント等へ多くの学生が参加し、地域連携と共に学生の体験を通じた学びの場となっている。ボランティア委員の報告によると、2022（令和4）年度は、派遣数24件、延べ派遣人数133人、2023（令和5）年度は、派遣数37件、延べ派遣人数167人、2024（令和6）年度は派遣数44件、延べ派遣人数242人と増加傾向である。学科による積極的な働きかけに加え、学生が主体的にボランティア活動に取り組んでいることの成果である。毎年12月の学内クリスマスの集いにおいて、過去1年間にスポーツ活動・文化活動・ボランティア活動で顕著な活躍が認められた個人・団体を「学長賞」として表彰し、活動を称えている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

就職支援のための教員組織は、「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部就職委員会

「規程」に基づき、保育学科教員は学科長の推薦により学長から任命された若干名であり、内1名は大学との合同委員会の副委員長を務めている。予算決定や共通分野の講習などについては委員会全体で、短期大学部固有の案件については短期大学部会で実施している。委員の選任については、適性と経験を考慮している。就職課は、併設の4年制大学の業務を兼ね、短期大学部の就職支援を行っている。専任事務職員3名、非常勤職員1名を配置している。活動状況は、以下のとおりである。学年全体への就職活動支援は、1年次後期から2年次前期までの14回（1年次のみ3回・2年次のみ7回・合同4回）の就職ガイダンス及び就職セミナーに加え、学内合同企業説明会や学内福祉就職相談会及び中予地区私立幼稚園合同就職説明会を継続的に実施し効果的な支援を講じている。

就職支援のための施設設備として、就職課に設置している求人情報ファイルの他、企業説明会開催等のちらしやポスターを同コーナーに随時掲示している。新たに求人情報や説明会、ガイダンスの案内等の連絡にメール配信も活用している。また、就職課職員と就職委員の連携のもとに個々の学生から希望や相談も受け、求人先の業務内容等も紹介し、ミスマッチのない応募を指導している。学生の中には一般企業志望者もあり、それらの学生への就職活動支援策を強める必要が生じている。現状では1年次の後期から志望意志を確認し、早期に取り組むよう意識啓発と個別相談を行っている。（備付-10 進路希望登録）さらに、学外機関との連携として、ハローワークによる学内出張個別面談を実施し、一般企業についての求人情報の紹介や就活の悩み等の相談を可能とした。

学生の就職支援については、就職支援室等を整備し4人体制で学生の就職相談に対応している。カウンターでは同時に4名の面談が可能である。面談後には求職登録票に面談内容を記録し、再度来課した際に経過を踏まえた継続的面談を実施している。模擬面接を希望する学生に対して、60分程度の模擬面接を実施し、面接時の挨拶、マナー、想定質問等を行っている。就職課宛の求人票は、幼稚園・保育所、社会福祉施設、病院、一般企業、公務員職の5業種に分類し、書架にファイルを設置したり、ユニバーサル・パスポート上で公開したりするなど、自由閲覧に供している。また、課室内には学生が自由に使用できるパソコン5台を配置し、Webでの就職情報入手や書類作成、Webテスト実施等が可能な環境を設けている。

就職のための資格取得の支援の現状として、専門職志望者の資格取得については、養成校としての正規のカリキュラムの単位取得によって対応している。各種の就職ガイダンスにおいて、まず卒業生の講話によって専門職への就職意欲の啓発を図り、就職試験への対策法、応募書類の作成法、電話の掛け方講座やSNSとの付き合い方セミナー等、社会人としてのマナーを指導すると同時に、公務員試験対策講座、就職1次試験対策講座、簿記3級講座、MOS講座、ITパスポート対策講座、パワーポイント講座等々の機会を設けている。また、就職試験対策に対する支援としては専門職及び一般職の面接に備えて、随時、就職課職員によって模擬面接試験を実施し、支援を行っている。

卒業時の就職状況について、年度始めの就職委員会短期大学部会において、結果と傾向を分析・検討している。（備付-11 2022～2024（令和4～6）年度卒業予定者進路状況）就職先に対しては卒業生についてのアンケート調査を実施している。（備付-12 2022～2024（令和4～6）年度聖カタリナ大学短期大学部卒業生に関するアンケート）また、卒業生に対して在学中の支援や就職先についてのアンケート調査を実施している。（備付-13 2022～2024（令

和 4～6) 年度聖カタリナ大学短期大学部卒業生アンケート) これらの結果は次年度の就職支援に活用している。2022 (令和 4) 年度の就職率は 100%、2023 (令和 5) 年度の就職率も 100%、2024 (令和 6) 年度の就職率は 97.9%であった。継続して高い就職内定率を維持しており、就職状況は大変良好である。

進学に対する支援は、主として教務課で行っている。編入の指定校大学から送付される 3 年次編入の情報のうち、募集大学名・学部名・出願期限等を記した資料案内を短期大学部中央掲示板に随時掲示し、オリジナルの入学案内等のパンフレットを教務課窓口で自由に閲覧ができるようにしている。幼稚園教諭一種免許状の取得希望者の大半は提携校・指定校推薦を利用し進学している。また、併設の 4 年制大学 (社会福祉学科・人間社会学科・健康スポーツ学科) への編入希望者に対しては、提携校推薦制度を設け、入学金を全額免除することで経済的支援も行っている。留学に対する支援は、聖トマス・アクィナス大学国際協議会に加盟しており、世界各国の加盟校及び聖カタリナ大学国際提携校等、希望する学生に相談支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

近年は特に入学する学生が多様化しており、学習面、生活面、就職面においての支援に難しさを感じるが、今後も個々の学生へのきめ細かい指導・支援を手厚くすることが求められる。小規模の学科であることを利点としてクラス担任制を十分生かすとともに、学科全教員による情報共有を通じた連携体制の強化を図ることが重要である。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

2019 (令和元) 年度より運用しているウェブサイト「ユニバーサル・パスポート」が定着し、学習支援・生活支援・進路支援全てにおいて教育活動の利便性が格段に高まっている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価報告書に記載した計画の実施状況は以下のとおりである。

第一にアドミッション・ポリシーについての現状である。入学生が、卒業時までアドミッション・ポリシーを保つことができるよう、教員と学生との関りの強化をはかる事が課題であったが、その対応の 1 つとして、2024 (令和 6) 年度入学生より、授業科目の開発、編成を行った。基礎教育科目では、基準Ⅱ-A-2 に前述のとおり、新たに新科目を導入した。また、「英語 A・B」に加え、外国籍の子どもへの対応が増加していることを踏まえ「チャイルド・イングリッシュ」を導入した。さらに、初年次教育の充実を図るため、1 年次に「基礎教育セミナー」を新設し、担任との関係を入学当初から継続的に持てるようにするとともに、保育学科の教員全体で学生支援を行う仕組みを構築した。

第二に職業教育に関する現状である。卒業生の就職先として、ほとんどの学生が専門職に

ついており、従来のカリキュラムにそって単位を取得し卒業することが職業教育とつながっている。しかし、就職先からの卒業生アンケートでは、保育専門職に必要な専門的技術の未熟さや、保護者や職員とのコミュニケーション不足についての指摘がある。現在、アンケート結果等を活用し、職業教育の組織的な査定・評価方法について検討している。

第三に学力不足の学生及び退学者予防についての現状である。学力不足の学生については、現在、担当の科目ごとに個別に教員が対応するとともに、基礎教育セミナーの授業の中で、担当が個別面談をし、現状の把握に努めている。補習授業等については、組織的には行っていない。退学者対策として実施していた「ほのぼのゼミ」については、1年生の基礎教育セミナー及び2年生後期の「保育ゼミナール」の開講にともない中止した。基礎教育セミナー及び保育ゼミナールにおいて、すべての学生が教員と個別に話しをする機会を設けることができおり、その成果については、今年度の卒業生の退学者数やアンケート等で分析していきたいと考えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

2024（令和6）年度入学生より、現代社会や職業団体が求める人材を育成する魅力のある学科を目指して、授業科目の開発・編成を行った。今後も、履修状況や授業改善アンケート等による評価を通じて、より効果的で適切な開講科目を設定していく。

職業教育については、短期大学の使命である社会人のための職業教育という観点から見直し、改善を図る。また、現在実施している卒業生の就職先アンケートの改善を含め、職業教育における査定方法を見直し、より実効性の高い仕組みを構築していく。

学生支援について、資格取得が困難な学生や、途中で取得を断念する学生に対して、履修方法の工夫や資格取得支援の充実を図っていく。1年次においては「基礎教育セミナー」を通じて、丁寧な振り返りや適切な支援を実施しているが、2年次には専用の科目が設けられていないため、履修ガイダンス時の説明やクラス担任による個別のフィードバックにとどまっているのが現状である。多様な機会を設け、学生が自ら学習成果をより自覚できるよう取り組みを強化していく。

入学者選抜について、少子化や進学志望者数の減少により、安定的な志願者確保が課題となっている。今後は地域社会や保育現場のニーズに応じ、多様な学生をより柔軟に受け入れる選抜方法の検討を行うとともに、多様な学生を受け入れた後の学びに円滑に適応できるよう支援体制を整えていく。

また、学生の多様化により、個々の学生へのきめ細かい指導・支援を手厚くすることが求められる。小規模の学科であることを利点としたクラス担任や、2025（令和7）年から始まった「保育ゼミナール」の担当教員を中心に、学科全教員で支援してく仕組みを、年度ごとに見直しながら実践していく。

聖カタリナ大学短期大学部

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

備付資料 備付資料

備付資料

1. 専任職員の一覧表
2. 聖カタリナ大学短期大学部 FD 委員会「FD 活動報告書」
3. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部 SD 委員会 SD 活動報告書

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の学科の教員組織については、短期大学設置基準はもとより、文部科学省の定める幼稚園教員養成課程と厚生労働省の定める保育士養成課程に適合するよう教員を配置している。

専任教員数は、2023（令和 5）年度・2024（令和 6）年度は 11 名、2025（令和 7）年度は 9 名で、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

本学では学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。建学の精神を学び、子どもの教育や福祉に貢献できる質の高い人材の育成を目指す教育課程は、基礎教育科目・専門教育科目で編成されているが、専任教員のみで全ての科目を担当できない場合には、併設の 4 年制大学の教員による兼担、他大学等の教員による兼任を非常勤教員として適切に配置している。

専任教員数及び職位は、2023（令和 5）年度・2024（令和 6）年度では、専任教員 11 名（教授 5 名、准教授 2 名、講師 1 名、助教 3 名）で、学外非常勤講師 14 名、学内非常勤講師は 8 名である。2025（令和 7）年度は専任教員 9 名（教授 4 名、准教授 1 名、講師 1 名、助教 3 名）で、学外非常勤教員は 16 名、学内非常勤教員は 9 名である。いずれの年度も短期大学設置基準に定める教員数、教授数を充足している。

非常勤教員の採用においては、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守して配置している。非常勤教員の審査は人事委員会で予備審査を行い、人事教授会で決定している。

本学では指導補助者を配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている]

る。]

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員の研究活動については、代表的な研究成果が大学のホームページ上に公開されている。2023（平成5）年度と2024（令和6）年度の教育研究業績書において、著書（共著）1冊、論文1本、紀要・報告5本、学会発表3本、その他6本（学内研究所発表5本、科研費申請1本）がある。前回の自己点検・評価報告書にある研究成果と比較すると、全体的に成果を上げているとは言えない。学科の教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育に活かせる研究に努力する必要がある。

科学研究費等の獲得は、2023（令和5）年度と2024（令和6）年度では0件であった。

専任教員の研究活動に関して規定が整備されており、「教員研究費及び教員研究旅費に関する規程」、「公的研究費の運営及び管理に関する規程」に基づき専任教員の研究が行われている。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、「聖カタリナ大学・聖カタリナ短期大学部における公的研究費の運営及び管理に関する規程」によるコンプライアンス教育を実施している。専任教員は、日本学術振興会の「研究倫理 e-ラーニング」を定期的に団体受講している。新任研究者には、年度始めの学内新任研修において研究倫理の重要性を伝えている。

専任教員による研究成果発表の機会を確保するため、聖カタリナ大学・聖カタリナ短期大学部研究紀要、人間文化研究所紀要、キリスト教研究所紀要をそれぞれ年1回発行している。

専任教員の研究時間確保のために、研究日が1日確保されている。

国内外での長期研修・留学については「聖カタリナ大学短期大学部教員の長期研修に関する規程」を制定し、その機会を保障している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務職員は、それぞれ必要に応じて教務担当者研修、教員免許事務研修、奨学金業務研修、経理事務研修、補助金事務担当者研修、就職担当者研修、入試事務研修等を受けて各課の職務を遂行する際に必要となる専門的知識を修得している。なお、図書課の職員には図書館司書の有資格者を、保健室には看護師の有資格者を、学生相談室には公認心理士の有資格者を配属している。（備付-37 専任職員の一覧表）また、各自の業務に関係する研修以外に、SPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）が主催する各種の研修プログラムに積極的に参加して、幅広い職能の開発に努める他、専門的な職務遂行能力の獲得と向上を行っている。

事務職員の能力や適性を発揮できる環境を整えるため、事務職員から事務局長へ具申するツールとして毎年12月に身上報告書を提出し、事務局長はこれらを参考に各職員からヒアリングを行い能力と適性を計っている。また、1月には公正かつ適切な人事管理を行うため人事評価を課長が行い、課長会議で精査の後、学長の意見も踏まえ、異動、昇任等を行い

聖カタリナ大学短期大学部

能力を発揮する環境を整えている。上司に対する評価として、事務局長が選出する当該課の職員1名と他課に所属する職員1名が課長を評価している。

事務関係諸規程については、「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部事務組織及び事務分掌に関する規程」の他に、「学校法人聖カタリナ学園文書取扱規程（大学の部）」、「学校法人聖カタリナ学園文書決裁規程（大学の部）」、「学校法人聖カタリナ学園文書保存規程（大学の部）」、「学校法人聖カタリナ学園公印取扱規程」等を整備している他、事務職員の能力開発・人事考査を目的とした「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部SD委員会規程」「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部事務職員人事評価規程」も整備している。

管理棟には、総務課、会計課、入試課、教務課及び学生支援課、就職課の各事務室を置き、附属図書館には図書課の事務室を配置しており、各課の業務遂行に必要な設備及び備品は整備されている。各課及び各個人は、グループウェア（desknet's）による学内ネットワークで結ばれ、必要な情報はファイルサーバーに保管し公開されており、情報の共有化が図られている。また、教務課・入試課・学生支援課・就職課・会計課では、総合事務システム（GAKUEN）を導入・使用しており、教務・入試・学生支援・就職・会計に関する学生情報（データ）の共有化を図っている。また、即時性のある適格な情報発信を行い、学生の学習成果獲得に資するためのユニバーサル・パスポートの運用も有効に機能している。

常に業務の効率化、簡素化を図り各事務職員個人が業務にあたっている。2025（令和7）年には、各課長が事務局長へ各課の業務マニュアルを提出した。

学生の成績記録は学校法人聖カタリナ学園文書管理規程第5条に基づき、適切に保管している。

【区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。】

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

2014（平成26）年度からSD委員会として、専任事務職員全員に『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて』（平成24年8月28日中央教育審議会答申）を配布し、教育の質的転換に関して専任事務職員が今後どのように関わっていくかを検討していくこととした。事務業務の具現化として、FD委員会と教務課が連携して、学生への授業改善アンケートを実施し、授業評価の結果は教員へフィードバックしている。また、学生生活委員会と学生支援課が連携して学生満足度調査を実施し、その調査結果を教職員へフィードバックをする他、就職委員会と就職課が連携し就職状況調査などを行い、教職協働を推進しながら学生の学習成果の獲得向上のための連携が図られている。（備付-3 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部SD委員会SD活動報告書）

事務組織は、本学短期大学部と併設の4年制大学と共通の事務局として総務課、会計課、教務課、学生支援課、入試課、就職課、図書課の7課で構成し、「事務組織及び事務分掌に関する規程」においてそれぞれの課の業務内容が規定されており、その責任体制は明確である。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

SD委員会の任務として、職員の能力開発の推進、職員の研修、FD委員会との連携、教員の教育・研究・社会活動に対する支援などを取り扱うことが定められている。SD委員会は、2020（平成30）年度から教育職員、事務職員合同の共通課題に対する研修を行っている。

（聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部SD委員会規程）さらに、2021（令和3）年度にはSD委員に教員2名（大学教員1名、短大教員1名）を加え、SDの趣旨に合致すべくSD委員会規程を改正した。

FD活動に関する規程として、「聖カタリナ大学短期大学部FD委員会規程」が置かれている。委員会は学長を委員長とし、委員会調整役、各委員で構成され、FDに資する調査・報告書、FD研修会、各種講座・研修会の開催等、FD委員会が推進すべき活動を策定している。毎年度の活動として新任教員研修、学生による授業改善アンケート及び授業改善調査、授業公開、学内FD研修会、研究計画書作成、研究叢書発刊等を実施している。また、学内研修は授業改善の参考になる講義・ワークショップを多く取り入れている。研修では大人数の授業への対策やアクティブラーニングの手法、現代学生の理解と関わり方や大学の危機管理といった直接学生にも関わる内容が多く、併設の4年制大学も含めて、原則全員の教員が参加することになっている。教員はFD活動を通して授業・教育方法の改善を図っており、常に研修会への参加率は高く、2025年度学内FD研修会の参加率は100%である。2009（平成21）年度からSPOD（四国地区大学教員能力開発ネットワーク）に加盟し、他大学とも連携しながら全教員がFD活動に取り組んでいる。（備付-1 専任職員の一覧表）（備付-2 聖カタリナ大学短期大学部FD委員会「FD活動報告書」）

本学ではティーチング・アシスタント（TA）等の指導補助者を配置していないため、規程を整備していない。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

本学では教職員の就業に関して労働基準法の他、教育現場にかかる労働関係法令を基に関連する規程を整備している。

就業にかかる事項は適宜精査し、変更を要することは理事会で審議決定している。重要案件については教員に対しては教授会で、事務職員に対しては課長会議で報告し、合わせて学内情報共有システムにより、教職員に対して就業に関する諸規程の配信を行い全員に同じ内容で周知できている。

「就業規則」の他、「在宅勤務制度」、「育児休業」、「介護休業」、「給与規程」、「諸手当支給基準」、「個人情報保護に関する規程」、「ハラスメントの防止等に関する規程」、「旅費規程」等の学内規程に基づき、教職員の就業を適正に管理している。

また、教員の採用や昇任は「教員選考内規」、職員の採用や昇任は「就業規則」及び「事務職員人事評価規程」に基づいて適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員組織については短期大学設置基準で求められる短期大学部の収容定員に応じ定められる専任教員数（8名）を満たしており、その三分の一が教授（3名）であることも充足している。しかし、年齢構成は高く、特任教授が2名である。今後教員組織の見直しを進め、年齢バランス等を考慮した採用や昇任に当たることが必要である。

外部研究資金の獲得については、文部科学省等関係機関以外では応募はあるが採択はなく、科学研究費基金は2023（令和5）年度と2024（令和6）年度は0件であったため、教員が自覚意識を持って外部研究資金の獲得を目指すことが研究の場の拡大そして研究活動の活性化面からも必要である。それらに関しては組織的な支援及び評価がなされていないことも課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

事務職員の能力や適性を発揮できる環境を整えるため職員の昇任に関して「事務職員人事評価規程」の一部改正を行い2018（平成30）年5月26日付けで施行した。全事務職員に周知した上で実施に当たり透明性を確保するとともにモチベーションの向上が期待できる。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

提出資料－規程集

備付資料

1. 校地、校舎に関する図面
2. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部附属図書館資料管理規程
3. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部附属図書館資料除却細則
4. ホームページ（附属図書館）
5. 学校法人聖カタリナ学園固定資産及び物品管理細則
6. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の所有している校地面積は本学専用 4,523 m²、併設の 4 年制大学との共用として 35,135 m²、合計 39,658 m²所有しており、短期大学設置基準 1,600 m²を十分に満たしている。また、屋外運動場面積は 7,461 m²である。校舎についても本学専用 9,740 m²、大学との共用部分 16,436 m²合計 26,176 m²を有しており、短期大学設置基準 2,350 m²を十分に満たしている。(備付-1 校地・校舎に関する図面)

体育館等屋内運動施設は、新旧体育館 2 棟の 2,113 m²、及び多目的屋内運動場（デポルテ）の 659 m²、合計 2,772 m²を有しており、体育実技・課外活動・健康増進に活用している。

学生が交流、休息等に利用する施設として、学生ホール・学生ルーム・学生サロン・ほのぼのルームを有している。さらに、校舎敷地内の各所には中庭があり、ベンチも備えられていて、学生の憩いの場となっている。

障がい者に対する配慮については、障がい者用トイレを 5 カ所設置している。また、バリアフリーについては、授業に使用する教室はエレベーターを設置している大学の校舎を使用し、エレベーターを使って短期大学部棟の教室に行けるよう対処している。

教育課程に関する施設設備としては、絵画デザイン用教室・木工用教室・調理実習室を有している。また、保育学科棟には個人ピアノ練習室を 48 室完備し、学生のピアノ自習室として活用している。情報処理関係施設としてはコンピュータ室 2 室（内 1 室は学生自習用）及び附属図書館に自習用コンピュータを設置している。保育学科棟にマルチメディア室があり、パソコン 4 台を整備している

講義室には液晶プロジェクター、スクリーン、DVD プレイヤー等を完備しており各種メディアに対応できるようになっている。また、音楽、絵画造形、リズム等の表現技術を学ぶ科目にあっても、それぞれ専用教室に備品を整備している。

教員が研究を行う研究室を整備している。

図書館本館の総面積は、1,282 m²を有し、その内訳は、閲覧スペース 851 m²、LC コーナー 2 室と PC コーナーが各 62 m²の計 186 m²、グループ学習室 1 室 28 m²、その他、書庫や事務スペースが 217 m²となっている。図書館全体の蔵書冊数は、2024（令和 6）年度末で、173,696 冊（内、洋書は 14,667 冊）である。その内の 116,178 冊を開架している。分野別の構成は、主に社会科学（34.5%）、哲学（13.9%）、文学（16.5%）、自然科学（13.9%）等となっている。また、学術雑誌は、625 種、視聴覚資料は 560 種を所蔵している。保育学科に係る参考図書や関連図書については、学科関連コーナー及び絵本コーナーを整備している。

購入図書の選定及び除却については、図書館に関する規程によるシステムを確立している。(備付-2 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部附属図書館資料管理規程、備付-3 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部附属図書館資料除却細則)

本館の設備については、閲覧座席数が 172 席、図書館専用の無線 LAN を設置しており、デスクトップ型パソコン 19 台、OPAC 用パソコン 3 台、タブレット型パソコン 23 台、学生専用カラー複合機 1 台に接続できるように整備している。また、LC コーナー等には、可動式の机と椅子を配置している他、スクリーン 2 台、天吊り型プロジェクター 1 台を含むプロジ

ェクター3台や壁面ホワイトボード等も設置しており、図書館内であれば、学生が自由に利用できる環境を整備している。(備付-4 ホームページ (附属図書館))

図書館における他大学等への資料の提供に対しては図書館間相互貸借 (ILL) に加盟している。

多様なメディアを高度に利用した授業としては Zoom をはじめとするインターネット経由の Web 会議システムが教員・学生の間で普及し、それらを活用した遠隔授業の実施が可能になった。さらに、有線 LAN や無線 LAN (Wi-Fi) が未整備の場所には、モバイル Wi-Fi ルーターを導入することで、インターネット環境の確保が可能となった。このように、学生は所有するスマートフォン、タブレット端末、パソコンなどを用いて Web 会議システムをはじめとした多様なメディアを高度に活用し、自宅などの学外はもちろん、学内でも一般教室、学生食堂、学生サロン、学生ホール、学生ルーム、ほのぼののルーム、学生用パソコン教室、図書館といった教室以外の様々な場所で遠隔授業を受講できるようになっている。教員においても、有線 LAN が整備されている研究室はもちろん、無線 LAN (Wi-Fi) が利用可能な一般教室等から遠隔授業を実施できる。さらに、整備が十分でない学内の屋外や実習先など学外からでも、教員用に貸与されるモバイル Wi-Fi ルーターを使用することで、遠隔授業や情報発信が可能となっている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等については、「学校法人聖カタリナ学園経理規程」に基づき、「学校法人聖カタリナ学園固定資産及び物品管理細則」を定め、適切に管理している。(備付-5 学校法人聖カタリナ学園固定資産及び物品管理細則)

施設設備や物品 (消耗品、貯蔵品等) の維持管理については、上記諸規程に従って適切に管理している。

災害及び火災の他、緊急を要する事象に対応するため、「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理規程」に基づき、緊急時の責任者を定め迅速に対処できる体制をとっている。(備付-6 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部危機管理規程)

また、消防設備の定期点検を年2回、全教職員・学生を対象とした地震防災訓練「シェイクアウトえひめ」を年1回、火災を想定した避難訓練を学生寮にて年1回実施している。

火災・防犯対策については業者に機械警備業務を委託しており、火災及び侵入者等の信号が入った場合は委託業者が現場に駆け付け担当者へ連絡が入るようにしている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、学内ネットワークに関してはファイヤーウォールを施しており、また学内 LAN 経由でインターネットに接続するコンピュータについては必ずウイルスソフトのインストールを行っている。

省エネルギー対策としては、クールビズ (室温 28℃設定)・ウォームビズ (室温 20℃設定) を実施している。また、省資源対策等のため、ペーパーレス化や照明器具の LDE 化にも取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

危機管理規程を作成しているが、事象別の詳細なマニュアルが作成できていない。事象別のマニュアルを整備し防災等に係る訓練をマニュアルに基づき実施する必要がある。また、防災等に係る訓練計画を作成し、定期的に訓練を実施する必要がある。

セキュリティ対策を物理的には行っているが、各使用者へのセキュリティ教育が遅れている。標的型攻撃メール等に対応するため、各使用者のセキュリティ教育のレベルを上げる必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

1. 北条キャンパス UNIPA 機能説明資料

提出資料－規程集

1. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部情報教育センターに関する規程

備付資料

1. 学内 LAN 設置状況
2. コンピュータ教室、附属図書館の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程の円滑な実施を支えるために、専門的な知識を有する職員を配置し、技術的側面から支援する体制を整備している。特に、入学時のオリエンテーションでは、パソコンやスマートフォン等から様々な情報提供や学習支援が受けられるユニバーサル・パスポート等の説明を丁寧に行っている（提出-1 北条キャンパス UNIPA 機能説明資料）。施設・設備については、授業の目的や学習成果の到達目標に対応できるよう、計画的に改善・更新を行っている。学内の教室、コンピュータ室や附属図書館等は、併設の4年制大学と共有しており、配置されている ICT 機器類は、必要に応じ予算を計上し、学習環境の向上・充実を図っている。キャンパス内は学内 LAN でネットワークを構築しており、ネットワークシステムの運用及び管理を円滑に行うため、情報教育セ

ンターを設置し、情報ネットワークを一元的かつ効率的に運用する規定を設けている（提出-規程集1 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部情報教育センターに関する規程）。

学生の情報技術の向上には、1年前期に「情報処理入門」、2年後期に「教育情報リテラシー」を卒業必修科目として開講している。「情報処理入門」では、Windowsの基本操作からWord、Excel、PowerPointの基本操作を学び、「教育情報リテラシー」では、様々なハードウェア、ソフトウェアの知識及び技能を習得することにより情報技術の向上を図り、保育現場で必要とされる情報リテラシーを身に付けている。2年生前期に「ICT入門」を開講し、1年前期で身に付いた基本操作の上に、より高い技術を定着させている。これらの授業では、使用教室のパソコンに学生の理解度を把握できるソフトウェアを導入し、習熟度の向上を図っている。教職員に対しては、本学が加盟しているSPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）やその他の学外で開催される研修会において、授業でのICT活用法や、教育支援システムの操作等の研修プログラムが準備されており、FD担当部署から適宜研修プログラムの情報提供を行っている。

コンピュータ室のパソコン等の情報機器は、毎年春季及び夏季休業期間を利用してメンテナンスを行い、ハードウェア・ソフトウェア両面の維持、管理を行っている。附属図書館のコンピュータ機器は、図書課経費に予算を計上し、維持、管理を行っている。情報ネットワークシステムの維持は、事務職員のシステム管理者と情報システム提供業者と連携し、定期的に更新作業を実施し、授業や学習に支障が生じないように常に適切な保全に努めている。

学内の教室のICT機器や、コンピュータ室及び附属図書館、教務課に配置されている電子資源等については、利用状況や授業での必要性を調査・確認し、大学全体を見渡し学科の特徴に応じた資源の配分を行っている。利用状況に基づき、不足がある場合は追加配備の検討を行い、利用が少ない資源については再配置の検討を行っている。例えば、短期大学部棟411教室に配備されていた電子黒板については、保育学科棟731教室に再配置することで授業での活用が高まった。

本学では、各教室にプロジェクター等の配備や無線LANの整備等、段階的にICT環境の整備を進めている。授業を効果的に進めるため、資料配布や課題の提示・受け取り、小テストの実施にユニバーサル・パスポート内にあるクラスプロファイルを積極的に活用しており、学内サーバーの整備を定期的実施している。さらに、教職員が使用するパソコンや学内ネットワーク環境を随時更新している。大学管理においてはキャネットのシステムを導入しており、事務作業の効率化や情報の一元化を図っており、教職員が教育課程の実施方針に基づき教育・運営を円滑に行うための基盤が整備されている。

学内LANは計画的に整備し、学生が授業や自習をする際に自身のICT機器を活用できるようにしている。コンピュータ室や附属図書館では安定したネットワーク環境を確保しており、レポート作成や視覚教材の利用、遠隔授業への参加ができるように配慮している。セキュリティ対策やアクセス制限を講じることで、安全な利用ができるネットワーク環境を維持し、必要に応じてICT機器の更新や回線の増強を行っている（備付-1 学内LAN設置状況）。

授業においては、前述したユニバーサル・パスポート内にあるクラスプロファイルのシステムを活用した資料配布や課題提出等を積極的に活用している。教務課や保育学科が保有するタブレット端末や電子黒板を活用し、アクティブラーニングの推進を図っている。教職

聖カタリナ大学短期大学部

員は、ユニバーサル・パスポートやキャネットを活用することで、事務処理や情報伝達の効率化に繋がっている。本学が加盟している SPOD での研修プログラム等の参加により、新しい情報技術を取り入れ活用している。

学内にはコンピュータ室が 2 室ある。現在、コンピュータ室 (1) には学生用パソコン 58 台と教員用パソコン 2 台を設置し、コンピュータ室 (2) には学生用パソコン 53 台と教員用パソコン 2 台を設置している。コンピュータ室 (1) は、月曜日から金曜日の授業の空き時間に午後 9 時まで自由に利用できる。なお、附属図書館には、PC コーナーにデスクトップ型パソコン 18 台、LC コーナーにタブレット型パソコン surface を 23 台設置し、いずれも開館時であれば学生が自由に利用できる。LC コーナー、グループ学習室には、プロジェクターも備え付けており、授業や学生のグループ学習に活用されている。また、保育学科棟のマルチメディア室においてもデスクトップ型パソコンが 5 台設置されており、学生が使用許可を取れば自由に利用できる環境にある (備付-2 コンピュータ教室、附属図書館の配置図)。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

大学全体として、安定したネットワーク環境の整備は未だ十分ではなく、アクティブラーニングを積極的に展開できる教室も限られている。ICT 化の推進にあたり、新しい情報技術を活用した授業科目は増加しており、アクティブラーニングに対応した教室環境の整備と、最新の情報技術を取り入れた授業内容の充実が求められる。

また、2019 (令和元) 年度に導入した学生支援システム (ユニバーサル・サポート) では、授業資料の配信、課題の提示・回収、小テストの実施等が可能であり、今後は学習支援に一層、有効活用していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

11. 事業報告書 2024 (令和 6) 年度
12. 予算書・事業計画書 2024 (令和 6) 年度

提出資料－規程集

備付資料

聖カタリナ大学短期大学部

1. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部教育振興募金
2. 財産目録及び計算書類 2022～2024（令和4～6）年度
3. 第3期中・長期経営計画 2021～2025（令和3～令和7）年度
4. 第3期中・長期経営計画 財務計画表 2021～2025（令和3～令和7）年度

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学園全体の貸借対照表の状況については、総負債比率（総負債/総資産）及び負債比率（総負債/純資産）が2022（令和4）年度から徐々に減少しており健全傾向であると言える。

退職給与引当金については、期末退職金要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した額の100%を適切に計上している。

資産運用については、「学校法人聖カタリナ学園資金運用規程」に基づき運用しており適切である。

2024（令和6）年度短期大学の教育研究経費は経常収入の43.3%を占めており適切である。

教育研究用の施設設備及び図書等の予算配分については各部門の予算要求に基づき予算委員会で検討し資金のバランスを取った上で予算配分を行っている。

公認会計士の監査意見への対応については、随時対応している。

寄付金の募集については法人本部より適正に行っている。学校債は発行していない。

（備付-1 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部教育振興募金）

学校法人及び短期大学は、中・長期経営計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。（提出-11 事業報告書 2024（令和6）年度、提出-12 予算書・事業計画書 2024（令和6）年度）

決定した事業計画と予算は、教授会への報告や課長会議における情報共有などを通じて、速やかに関係部門に通知している。

年度予算について部門責任者の了承を得た上で適正に執行している。

日常的な出納業務は経理責任者の管理下で円滑に実施しており、また、経理責任者は公認会計士による監査の状況を理事長に報告を行っている。

資産及び資金の管理と運用については、資産管理システム及び学校会計システムを用い安全かつ適正に管理している。（備付-2 財産目録及び計算書類 2022～2024（令和4～6）年度）

月次試算表の作成は、会計課によって概ね翌月のうちに作成されており、経理責任者が理事長に報告を行っている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は 2001（平成 13）年度以降保育学科 1 学科の構成となっている。愛媛県内では保育学関係の学科を設置している短期大学は本学を含め 3 校で各短期大学の所在する地域が分散している。高校生の 4 年制大学志向の高まり等に伴い、全国的にも短期大学は学校数・学生数ともに大きくその数を減らしている。

2020（令和 2）年度に SWOT 分析を実施し、本学の強みは教員と学生の距離が近いことや個人ピアノ練習室が充実していること、就職率が 2013（平成 25）年度～2023（令和 5）年度まで連続して 100%と好結果を残していること、弱みとしてはキャンパスが松山市中心部より遠いため通学の便が悪く敬遠されがちとの分析結果がでている。

短期大学部では「第 3 期中・長期経営計画」2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 カ年の経営計画を策定し、第 3 期中・長期経営計画 財務計画表を作成し管理している。（備付-3 第 3 期中・長期経営計画 2021～2025（令和 3～7）年度、備付-4 第 3 期中・長期経営計画 財務計画表 2021～2025（令和 3～7）年度）中・長期経営計画委員会を開き 3 期目の点検・評価を行い、「中・長期経営計画委員会推進担当者会議」に於いてはより具体的な実務担当者レベルでの計画内容の点検・評価を行い、目標との乖離が著しい場合は対策案や修正案を検討してきた。

学生募集については「第 3 期中・長期経営計画」の単年度事業計画の目標値として短期大学部の入学者数を設定し、その達成に向けた学生募集の年間計画（大学説明会、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問、広報活動等）を策定している。また学納金計画については愛媛県内の家計の状況や他の短期大学の学納金の状況、本学の規模や経営状況などを考慮して本学の学納金を設定している。

人事計画については短期大学設置基準に定める教員数を確保し、定年退職する教員時期及び人数をリストにして管理しており、短期大学設置基準に定める必要な教授数も考慮に入れた教員の年齢構成の適正化を図っている。また、短期大学設置基準の定める専任教員数は 8 名（うち教授 3 名）で、2025（令和 7）年度の教員数は 9 名（うち教授 4 名）である。

施設整備については、将来的な施設の整備を踏まえた上で各年度の事業計画に基づき計画している。2023（令和 5）年度には 221 教室と 222 教室のプロジェクト更新工事、2024（令和 6）年度には学部 1 号館と 2 号館の教室等 LED 化工事（教室部分）と自動火災報知設備受信機更新工事、学生サービス向上と大学事務業務の生産性向上のため 2025（令和 7）年度には GAKUEN EX から GAKUEN RX（教学システム）へバージョンアップを行った。

外部研究費等の獲得は、科学研究費（共同研究）の 0 件であった。また、遊休資産につい

ては、現在使用されていない教室・部室・研究室の再利用を含め検討しており、旧健康栄養学科の校舎及び施設の処分についても引き続き検討している。

定員管理としては、入学定員 80 名であったものを、2025（令和 7）年度入学生から 50 名に変更を行った。これは、収支均衡を維持するために支出の減少を企図したもので、数年先の教員数の削減による人件費の減少、学生一人一人にかかる経費の低減が見込まれる。

毎年度、教授会に於いては予算及び決算に関する会計情報を資金収支計算書及び消費収支計算書に基づき、資金収支の内容、消費収支の内容、帰属収支差額の支出超過の状況、人件費比率及び人件費依存率、教育研究経費比率などについて、経理責任者である会計課長から報告している。併せて各課長が教授会での内容を各課員へ報告しているため、全教職員が現在の経営情報・危機意識を共有できている。また、本学のホームページ及び学報カタリナに財務関係資料を掲載し、本学園の経営状態について情報を公表している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

施設設備の老朽化に対応する減価償却引当特定資産等の資金手当てができていない。老朽化施設の課題として、旧いずみ寮の取り壊し、聖カタリナホールの耐震補強工事等が残っているため、今後計画的に資金を積み立て老朽化施設の取り壊し、あるいは大規模なリニューアル工事による活用を行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
前回の認証評価における基準Ⅲの改善計画の実行状況は、以下のとおりである。

教育組織については、年齢構成を考慮しての採用や昇任等を人事委員会で検討しており、人件費の抑制も考慮しながら人事計画を立案している。

専任教員個人の研究活動の場の拡大のための外部資金獲得を目指してきたが、いまだ充分とは言えない。一方、研究費の傾斜配分という方法での研究活動支援については、2023（令和 5）年度より各教員に「教員評価における自己評価算定基準」の提出を依頼し、各教員が各教育活動・FD 活動等の自己評価（配点）を行い、教員評価における自己評価票を提出している。今後、各教育活動・FD 活動等の自己評価（配点）を加味した上で、当該年度の研究費にプラスして支給するように計画している。

事務組織の組織的 point 検・評価を行い、改善方策を打ち出すことについては、課長会議等で課題として検討している。

危機管理に関しては会計課が中心となって事象別のマニュアルを作成する計画であったが作成に至っていない。セキュリティ対策については、2024（令和 6）年度に情報教育センターを開

設し、情報教育センター運営委員会を中心として同対策を行っている。

アクティブラーニングについては、2021（令和3）年度に図書館にアクティブラーニング対応教室2室を整備した。また、アクティブラーニングに対応した教育の手法について、SPOD研修等を大いに活用し教員が教育方法を修得できるよう研修計画を案内している。

教学システムについては、2025（令和7）年度にGAKUEN RXを導入したことにより、学生と教員との双方向の連絡が密となり以前より充実した学生支援体制の構築が進んでいる。

減価償却引当特定資産等の資金手当については、財務委員会で引き続き検討している。

入学定員充足については、入試・募集委員会や短期大学部内において学生募集での定員確保に向けた対策を検討している。併せて、今後の改組については、将来計画委員会で検討している。安定した財政基盤づくりが大きな課題であり、関連の委員会等で検討している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教員組織については、年齢バランス等を考慮した採用や昇任等も含めて人事委員会で検討していく。

外部研究資金の獲得については、外部からの研究資金の公募案内が届き次第、総務課より全教員へ周知して応募を奨励している。また、「教員評価における自己評価票」の評価項目に科学研究費基金の申請を含めることで、組織的な支援と評価を行い、教員の意識向上を図っている。

危機管理に係る事象別マニュアルの作成にあたっては、大規模地震の発生を想定したマニュアルを重点的に整備する。

その際、地域住民の指定避難所の状況も踏まえ、避難手順や避難所運営方法などを含む、より具体的かつ詳細な内容とする。

コンピュータシステムに係るセキュリティ教育については、標的型攻撃メール等への適切な対応を教職員が個人で行えるよう、情報教育センターを中心に専門業者の助言を受けながら教育・訓練を実施し、セキュリティ教育の水準向上を図る。

ネットワーク環境の整備、アクティブラーニングを積極的に展開できる教室等については、教務課と会計課と情報教育センター運営委員会が主体となって対応を検討していく。

学生支援システム（ユニバーサル・サポート）のシステム運用方法については、教務課と教務委員会が主体となって対応を検討していく。

減価償却引当特定資産等の資金手当については、財務委員会で引き続き検討していく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

1. 理事会議事録
2. 評議員会議事録

提出資料－規程集

1. 学校法人聖カタリナ学園寄附行為
2. 学校法人聖カタリナ学園寄附行為施行細則
3. 聖カタリナ大学短期大学部大学評価委員会規程

備付資料

1. 理事長の履歴書
2. 学校法人実態調査表（写し）（令和4（2022）年度～令和6（2024）年度）
3. 役員名簿
4. 第3期中・長期経営計画（2021～2025（令和3～7）年度）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

本法人理事長は、設立母体である宗教法人カトリック聖ドミニコ宣教修道女会に属する修道女であり、建学の精神「愛と真理」を深く理解し、自ら体現しつつ教育・研究活動に長年従事してきた人物である。（備付-1 理事長の履歴書）1970（昭和45）年に教育者として歩み始め、聖カタリナ女子短期大学（現聖カタリナ大学短期大学部）及び聖カタリナ女子大学（現聖カタリナ大学）において語学教育と研究に携わり、教授として教育の現場に立ち続けた。その後、平成元年に理事長に就任して以降も、学生との交流や理事長講話、広報誌への寄稿等を通じて建学の精神と教育理念を平易に伝えることに努めている。また、学生や教職員に対して建学の精神の理解を深める機会を設け、学園の保護者であるシエナの聖カタリナの言葉である「Charity for Your Neighbours ～あなたの隣人を大切に～」をスクールモットーとして制定するなど、その浸透に尽力しており、教育目的・目標の実現を支える役割を果たしている。

法人の寄附行為においては、理事長が学校法人を代表し、その業務を総理することが定められている。（提出 寄附行為）現理事長は1989（平成元）年の就任以来、36年にわたり学園経営においてリーダーシップを発揮し、少子化が進む中でも設置校の改組・転換や新学科の設置など、時代と地域の要請に応じた組織改革を推進してきた。具体的には、設置する高

聖カタリナ大学短期大学部

等学校 2 校（聖カタリナ学園高等学校・京都聖カタリナ高等学校）における 5 年一貫教育による看護師養成機関への転換（2002（平成 14）年）、聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部の男女共学化（2004（平成 16）年）、聖カタリナ大学人間健康福祉学部の改組（2008（平成 20）年）、健康スポーツ学科の設置（2014（平成 26）年）、看護学科の新設（2017（平成 29）年）、大学院看護学研究科の設置（2022（令和 4）年）、健康社会学部の設置（2025（令和 7）年度予定）など、多岐にわたる改革を主導し、学園の発展を牽引してきた。

さらに、学園の経営基盤強化に向け、2003（平成 15）年以降、管理運営態勢の見直しを行い、人事管理の一元化、予算統制の強化を図り、2005（平成 17）年以降は私立学校法改正を受けてガバナンス機能の強化に努め、2010（平成 22）年度から中・長期経営計画（5 カ年計画）を策定・実施し（備付-4 第 3 期中・長期経営計画（2021～2025（令和 3～7）年度））、現在中・長期経営計画は 3 期目の終盤を迎え、次期第 4 期中・長期経営計画策定に向け、準備を進めているところである。さらに 2020（令和 2）年度及び 2025（令和 7）年度の私立学校法改正を受け、法人の運営基盤の強化を図るとともに、内部統制システムの整備に尽力し、学園の経営持続に努めているところである。こうした取り組みにより、理事長は教育者としての実績と信念を基盤に、学校法人を代表して業務を総理し、運営全般においてリーダーシップを発揮している。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事会は、「学校法人聖カタリナ学園寄附行為」（提出-規程集 1 学校法人聖カタリナ学園寄附行為）、「学校法人聖カタリナ学園寄附行為施行細則」（提出-規程集 2 学校法人聖カタリナ学園寄附行為施行細則）及び「学校法人聖カタリナ学園理事会運営規則」に基づき、理事長が招集し議長を務め、8 月を除き毎月開催されている。理事会では、「学校法人聖カタリナ学園理事会運営規則第 4 条」に従い、経営方針や中長期経営計画、重要な制度や規程の制定・改廃、設置校の学科・課程等の設置・廃止、重要な契約の締結・変更・解約、固定資産（1 件 1,000 万円以上）の取得・使用目的変更、人事・給与に関する重要事項など、法人の業務執行に必要な事項が付議され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

（備付-2 学校法人実態調査表（写し）（令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度））認証評価は「聖カタリナ大学短期大学部大学評価委員会規程」（提出-3 聖カタリナ大学短期大学部大学評価委員会規程）に基づき実施され、学長は認証評価に係る検証内容を理事会に報告することとされている。理事会は、その結果を踏まえた対応を行うことで、認証評価に対する役割と責任を果たしている。また、学内外の情報収集は法人本部事務局や大学（短大）事務局、各委員会等が担い、必要に応じて理事会に報告されており、理事会はこれを活用して短期大学の発展に役立てている。さらに、学校法人の意思決定機関として短期大学の運営に関する法的責任を十分に認識し、学校法人及び短期大学運営に必要な規程を整備するなど、法令に基づいた適切な運営を行っている。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3の現状>

理事の選任は、「学校法人聖カタリナ学園寄附行為」（提出 寄附行為施行細則）に基づき行われている。同寄附行為は、私立学校法の改正（2025（令和7）年4月1日施行）を受けて変更され、理事会承認（2024（令和6）年6月29日）を経て、2025（令和7）年4月1日を施行日とする寄附行為の変更認可申請を行い、2024（令和6）年9月3日付で文部科学大臣の認可を受けている。

本法人の役員（理事・監事）は、寄附行為第5条第1項において理事9名・監事2名と定められている。理事選任機関は寄附行為第6条において「理事会」と定められており、さらに同条第3項では、理事を選任する際には理事長に対し評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴くことが定められている。また、第4項では、理事選任機関が評議員会の意見を十分に参酌し理事を選任することが定められている。

直近の理事選任においても、寄附行為に基づき次の手続きを経て実施されている。

- ・2025（令和7）年4月1日 理事会において新理事候補者を選出（提出-1 理事会議事録）
- ・2025（令和7）年4月26日 評議員会において新理事候補者について諮問（提出-2 評議員会議事録）
- ・2025（令和7）年5月24日 理事会において新理事を選任（2025（令和7）年6月28日就任）（提出-1 理事会議事録）

また、本法人は大臣所轄学校法人であるため、私立学校法の規定に従い、同法第31条第4項第2号に定める外部理事を2名以上選任している。（備付-3 役員名簿）

これらの手続きにより、本法人の理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

理事会は、「学校法人聖カタリナ学園寄附行為」及び関係規程に基づき、理事長のもとで定期的に開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。経営方針や中・長期経営計画、重要な規程の制定・改廃、設置校の改組や学科設置、人事・財務に関する重要事項等について、法令に則った審議と決定が行われており、法人運営の安定性と継続性を支えている。

また、理事会は、認証評価結果や学内外から収集された情報を踏まえ、必要な対応を検討するなど、学校法人及び設置校の発展に資する役割を果たしている。特に、少子化や教育環境の変化といった外部環境を踏まえながら、中・長期的な視点に立った意思決定が行われており、理事会としての責任を適切に果たしていると評価できる。

理事構成についても、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に整えられており、外部理事を含めた多様な視点が理事会運営に反映されている。これにより、法人運営における透明性及び客観性の確保が図られている。

今後に向けては、これまでに培われた安定した理事会運営を基盤としつつ、中・長期経営計画の進捗管理や将来を見据えた課題共有の場として、理事会における意見交換や議論を

聖カタリナ大学短期大学部

さらに充実させていくことが期待される。また、理事会運営の実効性を継続的に高めていく観点から、理事会の役割や運営方法について適宜確認・改善を行っていくことが望まれる。

以上のことから、理事会は法令等に基づき適切に運営されており、学校法人の健全かつ持続的な発展を支える体制が概ね確立されていると評価する。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料

1. 教授会議事録（2023～2025（令和5～7）年度）

提出資料-規程集

1. 聖カタリナ大学短期大学部学則第1条
2. 聖カタリナ大学短期大学部 大学評価委員会規程
3. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部 I R 委員会規程
4. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部教務委員会規程
5. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部学生生活委員会規程
6. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部就職委員会規程
7. 聖カタリナ大学短期大学部 F D 委員会規程
8. 聖カタリナ大学学長選考規程
9. 聖カタリナ大学短期大学部教授会規程
10. 聖カタリナ大学短期大学部学長選考規程
11. 聖カタリナ大学短期大学部学生懲戒規程
12. 聖カタリナ大学短期大学部学長職務執行規程
13. 合同教授会運用内規

備付資料

1. 学長の個人調書
2. 財務委員会議事録（2025（令和7）年度）
3. 将来計画委員会議事録（2024（令和7）年度）
4. 教学マネジメント委員会議事録（2025（令和7）年度）
5. 人事委員会議事録（2025（令和7）年度）
6. FD 委員会議事録（2025（令和7）年度）

7. 奨学制度運営委員会議事録（2025（令和7）年度）
8. 大学評価委員会議事録（2025（令和7）年度）

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

本学学長は、その識見とリーダーシップを運営全般にわたり発揮し、特に教学運営の最高責任者としての権限と責任を有する自覚を持つと同時に、教授会にあっては議長を務め教授会の意見を聞き、最終の決定を行っている。

学長の資格について、聖カタリナ大学短期大学部学長選考規程第1条に「聖カタリナ大学短期大学部の学長は、聖カタリナ大学の学長をもって充てる」と規定されており、また、聖カタリナ大学学長選考規程第2条に「学長はカトリックの熱心な遵奉者であることを原則とする。ただし、次の各号に該当する者で高潔な人格者を有する者の中から選任することができる。(1) 大学がキリスト教的ヒューマニズムに基づく高度な教育と研究を発展せしめる使命を有するものであることを認識する者(2) 大学創立以来の伝統を尊重する者(3) 絶えず生生発展してやまない學術文化の向上に真摯に貢献する熱意を有する者」と規定されていることから（提出-規程集10 聖カタリナ大学短期大学部学長選考規程、提出-規程集8 聖カタリナ大学学長選考規程）、本学学長に任命される者は短大設置基準第22条の3に規定する学長の資格に十分に合致すると言える。

本学学長は、1989（平成元）年4月に本学の前身である聖カタリナ女子短期大学児童教育学科に着任し、心理学の教員として幼稚園教諭・保育士の養成に携わった。2003（平成15）年に聖カタリナ女子大学社会福祉学部に移籍した後、聖カタリナ大学人間健康福祉学部長、聖カタリナ大学附属図書館長、聖カタリナ大学副学長を歴任し、2023（令和5）年4月に聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部の学長に就任し現在に至っている。学長となつてからは日本カトリック大学・短期大学連盟短期大学部門幹事、愛媛県高等学校教育研究会顧問、愛媛県ユニセフ協会評議員、学校法人松山大学学部評価委員会委員、公益財団法人愛媛銀行ふるさと振興基金選考委員などを務め、様々な知見をカトリック教育及び短期大学教育に生かしている（備付-1 学長の個人調書）。また本学FD委員長としても各教員の授業評価の分析、指導を行っており（提出-規程集7 聖カタリナ大学短期大学部FD委員会規程）、大学運営のための識見を十分に有している。

本学はカトリック短期大学としてキリスト教的人間観を根底にした建学の精神を中核とする教育理念、教育目的を掲げている（提出-規程集1 聖カタリナ大学短期大学部学則第1条）。本学学長は常日頃から建学の精神に基づく教育の重要性とその具現化を推進し、大学評価委員長として「質の向上」を念頭においた教育の充実に努めている（提出-規程集2 聖カタリナ大学短期大学部大学評価委員会規程）。

学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続については、2020（令和2）年4月1日付けで「聖カタリナ大学短期大学部学生懲戒規程」を制定している（提出-規程集11 聖カタリナ大学短期大学部学生懲戒規程）。

学則及び「聖カタリナ大学短期大学部学長職務執行規程」において、学長は校務をつかさ

どり所属職員を統督すると明記され、教職員の業務全般にわたり責任を持った対応を行っている（提出-規程集 12 聖カタリナ大学短期大学部学長職務執行規程）。

学長の選任は学校法人の定める「聖カタリナ大学短期大学部学長選考規程」に基づいて行われる。学長を選任する必要があるときは、理事長が学内に学長候補者推薦会議を設置する。推薦会議は学長候補者を理事長に推薦し、理事会による選考を経て理事長が学長を任命する（提出-規程集 8 聖カタリナ大学学長選考規程）。学長は財務委員会、将来計画委員会、教学マネジメント委員会、人事委員会、FD 委員会、奨学制度運営委員会、大学評価委員会の委員長も務め、大学運営のための職務の遂行に鋭意努力をしている（備付-7 財務委員会議事録、備付-8 将来計画委員会議事録、備付-4 教学マネジメント委員会議事録、備付-5 人事委員会議事録、備付-6FD 委員会議事録、備付-7 奨学制度運営委員会議事録、備付-8 大学評価委員会議事録）。

本学の教授会は、教授会規程第 4 条に基づき適切に運営されている。教授会では教授会規程第 3 条第 1 項の第 1 号から第 9 号にわたる事項について審議されており、学長は学生の入学、退学、卒業など学生の身分の取扱いに関する事項や学位の授与に関する事項、その他の教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している（提出-1 教授会議事録（2023～2025（令和 5～7）年度））。なお、学長は学内の電子情報システムで教授会規程を公開することにより、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している（提出-規程集 9 聖カタリナ大学短期大学部教授会規程第 3 条）。

学長は教授会規程第 4 条 1 項により教授会の議長となることが定められており、第 7 条に定めるとおり議案の決定を行っている。また、議案の最終確認を行うにあたり、学長を議長として役職者による教授会打合せ会を開催している。なお、併設の聖カタリナ大学と合同で審議することが望ましい議案がある場合には、教授会規程第 4 条の 2 及び「合同教授会運用内規」（提出-規程集 13 合同教授会運用内規）の定めにより合同教授会の開催が可能である。

教授会を所管する事務担当課は総務課となっており、同課には開学当初からの議事録が永年保存されている。（提出-規程集 52 聖カタリナ大学短期大学部教授会規程第 11 条）

学習成果及びアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーについては、ホームページに掲載する他にキャンパスライフ（在学生用）、入学者選抜要項（受験生用）にも明記しており、教授会構成員である全教員に認識が共有できている。

学長は教授会の下に、教育上の委員会として学長が議長を務め教学を全体的にとらえる教学マネジメント委員会を置き、さらに教学の専門的な委員会として、教務委員会、IR 委員会、FD 委員会、学生生活委員会、就職委員会等の委員会を規程に基づき設置し、学生の修学活動のため適切に運営している。（提出-規程集 3 IR 委員会、提出-規程集 4 教務委員会、提出-規程集 5 学生生活委員会、提出-規程集 6 就職委員会の各委員会規程、提出-規程集 7 FD 委員会）

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

学長は短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。しかしながら、聖カタリナ

聖カタリナ大学短期大学部

大学短期大学部のみならず、聖カタリナ大学及び聖カタリナ大学大学院の学長職を兼務しており、その職責は極めて重い。さらに、人事、財務、将来計画、大学評価、教学マネジメント等の教学運営に関わる各種委員会の委員長を務めていることから、学長の業務は過重な状況にある。

このような状況を踏まえ、前回の認証評価において改善計画として示した事項のうち、学長の補佐体制の整備について、具体的措置として「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部学長補佐に関する規程」を制定し、2024（令和7）年11月29日の理事会承認を経て、2025（令和8）年1月1日から施行した。

本規程においては、学長補佐の設置、資格、職務内容、選考方法、任命手続および任期等を明文化し、学長を組織的に補佐する体制を整備した。これにより、全学的な企画立案や教学マネジメントの推進、特定業務への迅速な対応が可能となり、学長の負担軽減とリーダーシップの発揮に資する体制が構築されている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

1. 理事会議事録
2. 評議員会議事録

提出資料－規程集

1. 学校法人聖カタリナ学園寄附行為
2. 学校法人聖カタリナ学園評議員会運営規則
3. 学校法人聖カタリナ学園監事監査等職務規則

備付資料

1. 監事監査計画書
2. 監事監査報告書
3. 上半期監査結果報告書
4. 独立監査人の監査報告書
5. 役員名簿
6. 評議員名簿
7. 学校法人実態調査表（写し）（令和4（2022）年度～令和6（2024）年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事の選任は、「学校法人聖カタリナ学園寄附行為」（提出-1 学校法人聖カタリナ学園寄附行為）に基づき行われている。同寄附行為は、私立学校法の改正（2025（令和7）年4月1日施行）を受けて変更され、理事会承認（2024（令和6）年6月29日）を経て、2025（令和7）年4月1日を施行日とする寄附行為の変更認可申請を行い、2024（令和6）年9月3日付で文部科学大臣の認可を受けている。本法人の役員（理事・監事）は、寄附行為第5条第1項において理事9名・監事2名と定められ、監事の選任は、寄附行為第22条において「監事は、評議員会の決議によって選任する。」と規定されている。直近の監事選任においても、2025（令和7）6月28日の評議員会において新監事が選任され、同日付で就任している。（提出-2 評議員会議事録）

監事の職務は、寄附行為第28条及び「学校法人聖カタリナ学園監事監査等職務規則」（提出-3 学校法人聖カタリナ学園監事監査等職務規則）に定められている。現在の監事2名はいずれも非常勤であるが（備付-5 役員名簿）、学園経営に係る重要事項について恒常的に監査を行う必要があるとの認識のもと、2012（平成24）年12月から監事1名が週1回の頻度で法人本部事務局において執務している。さらに理事会・評議員会・中長期経営計画委員会等の重要会議に出席し、理事長や事務局との情報交換、設置校や部署へのヒアリングを行うなど、日常的に監査活動を行い、法令遵守や業務の有効性・効率性の確保に努めている。（備付-7 学校法人実態調査表（写し）（令和4（2022）年度～令和6（2024）年度））

監査は、監事監査計画書（備付 監事監査計画書）を策定し理事会に報告したうえで実施されている。実施は主に年2回であり、11月の上半期財務状況監査時には監査法人による監査結果に基づく報告を受け、関連資料の閲覧・精査を通じて裏付け確認を行っている。また5月の期末決算監査時には財務理事から当該年度の事業報告を受け、監査法人による決算監査及び講評に立会い、情報交換や意見交換を行っている。

監査結果は監事監査報告書（備付-1 監事監査報告書）として取りまとめられ、会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出されている。これらの取り組みにより、本法人の監事は、法令及び寄附行為等に基づき適切にその職務を遂行している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

本法人の評議員会は、「学校法人聖カタリナ学園寄附行為」（提出-1 学校法人聖カタリナ学園寄附行為）及び「学校法人聖カタリナ学園評議員会運営規則」（提出-2 学校法人聖カタリナ学園評議員会運営規則）に基づいて設置されている。評議員の選任については、寄附行為に基づき行われており、同寄附行為は私立学校法の改正（2025（令和7）年4月1日施行）を受けて改正され、理事会承認（2024（令和6）年6月29日）を経て文部科学大臣の認可（2024（令和6）年9月3日付）を受けている。評議員は、職員、卒業生、在学生の父母・

保護者、学識経験者の中から理事会が選出した候補者をもとに評議員会において選任されることとされ、定数は11名であり、理事の定数9名を超える数で組織されている。(備付-6 評議員名簿)

評議員会は、毎年度6月に定時評議員会を開催し、必要に応じて臨時評議員会を開催している。議事運営にあたっては、規則第5条に定める決議事項のほか、予算、借入金、重要な資産の処分、事業計画、寄附行為の変更等について理事会の諮問を受けている。具体的には、6月の定時評議員会では事業報告、決算報告、監事監査報告、第1次補正予算案が諮問され、11月の臨時評議員会では上半期財務状況の報告と第2次補正予算案が諮問され、1月には次年度事業計画(粗案)が報告され、3月には次年度事業計画(成案)及び当初予算案が諮問されている。これら諮問事項に対する意見は理事会の運営に反映され、業務執行機関と監督機関の役割分担と相互牽制が機能し、法人運営の透明性と信頼性の確保に資している。

さらに、評議員会では毎回「各学校の現況報告」として、学生募集状況、改革・改組計画、教育・研究活動や課外活動、学校行事等の情報提供が行われており、法人全体に対する評議員の理解と関心を深める機会ともなっている。以上のとおり、本法人の評議員会は、法令及び寄附行為等に基づき、適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3の現状>

本法人は大臣所轄学校法人であることから、私立学校法の定めにより「学校法人聖カタリナ学園寄附行為」(提出-1 学校法人聖カタリナ学園寄附行為)に会計監査人を置くことを規定している。会計監査人の選任は同寄附行為に基づいて行われており、寄附行為は私立学校法の改正(2025(令和7)年4月1日施行)を踏まえて改正され、理事会承認(2024(令和6)年6月29日)を経て、2025(令和7)年4月1日施行の変更認可を文部科学大臣より2024(令和6)年9月3日付で受けている。寄附行為第50条において、会計監査人は評議員会の決議によって選任すると規定されており、直近の会計監査人選任についても、この規定に基づき実施されている。具体的には、2025(令和7)年4月26日に監事の合意により評議員会に提出する議案内容を決定し、同年6月28日に評議員会において会計監査人を選出している。(提出-2 評議員会議事録)

会計監査人は、令和7年度からの私立学校法改正を受け、学校法人の計算書類、附属明細書及び財産目録等について監査を行うこととなっている。監査は、学校法人と監査契約を締結した上で監査計画書に基づき実施され、監査を行った際には会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出することとしている。

なお、令和6年度までは「私立学校振興助成法」に基づく監査が実施されており、上期監査は2024(令和6)年10月21日から11月8日にかけて、下期監査は2025(令和7)年3月13日から5月17日にかけて、設置校及び学校法人において行われた。上半期財務状況に係る監査については、設置校ごとに監査が実施され、その結果が上半期監査結果報告書(備付-3 上半期監査結果報告書)として取りまとめられ、監事監査の結果と併せて令和6年度第5回評議員会・第10回理事会(2024(令和6)年11月30日開催)において報告さ

れた。(提出-1 理事会議事録) また、2024 (令和 6) 年度決算に係る監査については、設置校別予備監査、決算監査及び学園全体の集計監査を経て監査報告書 (備付-4 独立監査人の監査報告書) として取りまとめられ、事業報告書や計算書類とともに、2025 (令和 7) 年度第 3 回理事会 (2025 (令和 7) 年 5 月 24 日開催) において審議・報告され (提出-1 理事会議事録)、その後、2025 (令和 7) 年度第 2 回評議員会 (2025 (令和 7) 年 6 月 28 日開催) において報告された (提出-6 評議員会議事録)。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本法人においては、監事、評議員会、会計監査人がそれぞれ私立学校法及び寄附行為等に基づき適切に設置・運営され、相互に役割を分担しながら、法人運営の健全性及び透明性の確保に寄与している。これらの機関がそれぞれの立場から機能を果たしていることにより、法人のガバナンス体制は概ね良好に機能していると評価できる。

一方で、法人運営を取り巻く環境の変化や、私立学校法改正を背景としたガバナンスに対する社会的要請の高まりを踏まえると、現行の体制を基盤としつつ、ガバナンスの実効性を一層高めていくことが今後の課題である。

具体的には、監事、評議員会、会計監査人が保有 (把握) している情報や監査・審議の結果について、理事会を含む関係機関との共有や連携を、より体系的かつ継続的に行うことにより、法人全体としてのリスク認識や課題共有を一層深めていくことが期待される。これにより、各機関が個別に果たしている役割を相互に補完し合い、ガバナンス機能の総合力を高めていくことが可能となる。

また、内部統制の整備・運用状況や中・長期的な経営課題については、単年度の確認にとどまらず、複数年度にわたる視点から継続的に確認・検討を行い、その結果を法人運営や中・長期経営計画の推進に生かしていくことが望まれる。その過程において、監事や会計監査人からの意見・助言、評議員会における多様な視点を、より戦略的に活用していくことが重要である。

今後は、こうした取組を通じて、法令遵守を基盤とした安定的なガバナンス体制を維持しつつ、各機関の知見や機能を有機的に連動させることで、法人運営の透明性、実効性及び持続可能性を一層高めていくことが求められる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

備付資料

1. 大学ホームページ「教育情報の公表」
(<https://www.catherine.ac.jp/about/data>)
2. 学校法人聖カタリナ学園公式サイト「情報公開」
(<https://www.catherine.ac.jp/gakuen/information/>)
3. 「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書（2024年3月22日）

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

本学園及び本学では、学校教育法施行規則の規定に基づき、大学ホームページに「教育情報の公表」の項目を置き、「建学の精神」、「教育研究目的」、「教員組織（教員数）」等の教育研究上の基礎的な情報に加え、「授業科目」、「授業の方法及び年間の授業計画」、「学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準」等の修学上の情報など様々な教育情報を公表している。（備付-1 大学ホームページ「教育情報の公表」）

私立学校法の規定に基づき財務情報等も同ホームページで公開しているほか、本学園のステークホルダーに対しては、「学校法人聖カタリナ学園財務書類閲覧規程」に基づき、申請があれば閲覧できるよう法人本部事務局及び県外2閲覧所に「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」、「事業報告書」、「役員等名簿」、「監事監査報告書」及び「役員に対する報酬等の支給の基準」を備え置きしている。（備付-2 学校法人聖カタリナ学園公式サイト「情報公開」）

さらに、本学園及び本学では日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンス・コード」に準拠してガバナンスの強化、運営の透明性の確保及び教育研究の質の向上を図っており、同サイトにその点検結果（取組結果）を公表している（備付-3「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書）。

また、学内に於ける情報公開の実質化を目的として全教職員を対象に財務状況等説明会を適宜開催し、本学園及び本学の財務状況について情報を共有している。

以上のことより、本学は高い公共性と社会的責任を自覚し、積極的に情報を公表・公開し、学内外への説明責任を果たしていると考えている。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

さらなるガバナンスの向上、とりわけ経営ガバナンス強化に努め、18歳人口の減少など大学を取り巻く環境変化等に対応できる強固な経営基盤づくりを図る。

＜テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項＞

特になし

＜基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価において示した改善計画のうち、学長の補佐体制の整備については、「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部学長補佐に関する規程」を制定し、2024（令和7）年11月29日の理事会承認を経て、2025（令和8）年1月1日から施行した。本規程の制定により、学長補佐の設置、資格、職務内容、選考方法、任命手続及び任期等を明文化し、学長を組織的に補佐する体制を整備した。これにより、全学的な企画立案や教学マネジメントの推進、特定業務への迅速な対応が可能となり、学長の負担軽減とリーダーシップの発揮に資する体制が構築されている。

また、理事長のリーダーシップの下、管理運営体制の充実と「第3期中・長期経営計画（2021～2026（令和3～7）年度）」の推進については、これまで継続して管理運営体制の見直しとガバナンス機能の強化に取り組んできた。現在は第3期中・長期経営計画の終盤にあたり、計画の着実な遂行を図るとともに、次期第4期中・長期経営計画の策定に向けた準備を進めている。さらに、2019（令和2）年度及び2024（令和7）年度の私立学校法改正を踏まえ、法人運営体制の見直しや内部統制システムの整備を進め、経営基盤及びガバナンスの一層の強化に努めている。これらの取組を通じて、理事長は学校法人を代表して業務を総理し、学園運営全般においてリーダーシップを発揮している。

一方、学長選考規程の見直し及び教学体制（関係規程を含む）の整備については、実施には至っておらず、今後の課題として引き続き検討を進める必要がある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価により、理事会は法令及び関係規程に基づき定期的開催され、学校法人の意思決定機関として概ね適切に機能していることが確認された。今後は、中・長期経営計画の進捗管理や将来を見据えた課題の共有を一層充実させるとともに、理事会運営の実効性を高める観点から、運営方法等について継続的な点検と改善を行っていく。

教学運営においては、学長補佐に関する規程を制定し、学長を組織的に補佐する体制を整備したところであるが、学長選考規程の見直し及び教学体制（関係規程を含む）の整備については未実施である。今後は、学長の職務負担の軽減及び教学マネジメントの実効性向上を図る観点から、学長選考の在り方や教学運営における意思決定体制について、関係機関において検討を進めていく。

また、監事、評議員会及び会計監査人は、それぞれの役割を果たし、法人のガバナンスは概ね適切に機能しているが、法人運営を取り巻く環境の変化や社会的要請を踏まえ、各機関

が把握する情報や意見について、理事会等との共有及び連携をより体系的かつ継続的に行う方策を検討する必要がある。併せて、内部統制の整備・運用状況や中・長期的な経営課題についても、複数年度の視点から継続的に確認・検討を行い、法人運営の改善に生かしていく。

さらに、法令に基づく情報公表については適切に行われているが、今後は、経営ガバナンスの一層の向上を図る観点から、公表内容の分かりやすさや公表方法について点検を行い、社会的説明責任の更なる充実に努める。

これらの課題については、第4期中・長期経営計画の策定及び推進と連動させながら、段階的に改善を図り、法人運営及び教学運営におけるガバナンスの安定性、透明性及び実効性の向上を目指す。